

障害福祉のしおり

身体障害者手帳

療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

西 宮 市

(令和5年4月)

電話番号を、しっかり確認して掛けましょう。
事業によって年齢・所得・等級（程度）等に制限がありますので、
くわしい内容等は直接、担当窓口にお問い合わせ下さい。

※冊子の内容は、令和5年4月時点の情報です。
最新情報は、各担当窓口までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度への移行、福祉医療の手続き窓口は以下のとおりです。

年齢	健康保険の区分	障害の程度	手続き窓口
75歳以上の方	後期高齢者医療制度加入者	(1) 身体障害者手帳1級から4級 (2) 療育手帳A・B1・B2 (IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	4-2 医療年金課 (福祉医療)
65歳以上 75歳未満の方	後期高齢者医療制度加入者	(1) 身体障害者手帳1級から4級 (2) 療育手帳A・B1・B2 (IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	4-2 医療年金課 (福祉医療)
	「後期高齢者医療制度」 以外の健康保険	(1) 身体障害者手帳1級から3級 (2) 身体障害者4級 (以下に該当する場合のみ) ・音声機能または言語機能の障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・1下肢の著しい機能障害 (3) 療育手帳A・B1・B2 (IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) ※ ただし、B1・B2は国民年金証書の内容が 障害基礎年金1級・2級の場合のみ (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	5 高齢者医療保険課 ↓ 4-2 医療年金課 (福祉医療)
		療育手帳B2 (IQ・DQ61以上) ※ ただし、国民年金証書の内容が障害基礎年金 1級・2級の場合のみ	5 高齢者医療保険課
		(1) 身体障害者4級 (以下に該当しない場合のみ) ・音声機能または言語機能の障害 ・両下肢のすべての指を欠くもの ・1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ・1下肢の著しい機能障害 (2) 療育手帳B1・B2 (IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) ※ 国民年金証書の内容が障害基礎年金1級・2級の場合をのぞく	4-2 医療年金課 (福祉医療)
65歳未満の方	「後期高齢者医療制度」 以外の健康保険	(1) 身体障害者手帳1級から4級 (2) 療育手帳A・B1・B2 (IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症) (3) 精神障害者保健福祉手帳1・2級	4-2 医療年金課 (福祉医療)

- ※ 65歳以上で一定以上の障害がある方については、後期高齢者医療広域連合において「障害認定」を受けることにより、本人について、後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。
- ※ 等級の変更で障害の程度が上記に当てはまらなくなった場合や、手帳の有効期限が切れた場合、後期高齢者医療制度や 医療費助成制度の資格が無くなりますので、お手続きが必要です。

目 次

障害程度別該当事業一覧	1～4
1. 相談窓口	5
・西宮市福祉事務所 障害福祉課・生活支援課	5
・兵庫県更生相談所	5
・兵庫県精神保健福祉センター	5
・兵庫県西宮こども家庭センター	5
・西宮市保健所	6
・西宮市教育委員会特別支援教育課	7
・西宮市立こども未来センター 地域・学校支援課 相談支援チーム	7
・西宮公共職業安定所	7
・障害者総合相談支援センターにしのみや	7
・西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」	7
・西宮市障害者就労支援事業所共同受注窓口「ジョブステーション西宮」	7
2. 相談員・民生委員・児童委員	8
・身体障害者相談員	8
・知的障害者相談員	9
・兵庫県精神障害者相談員	9
・民生委員・児童委員	9
・西宮市難病団体連絡協議会相談員	9
3. 手 帳	10
・身体障害者	10
・身体障害者手帳	10
・知的障害者	11
・療育手帳	11
・精神障害者保健福祉手帳	12
・身体障害者障害程度等級表	13
・知的障害者判別基準表	15
・精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について	15
4. 医 療	16
・障害者医療費助成	16
・高齢障害者医療費助成	16
・特定疾病療養受療証	16
・自立支援医療	17
・自立支援医療の利用者負担	17
・西宮市若年者の在宅ターミナルケア支援事業	18
・特定医療費（指定難病）等公費負担	18
・小児慢性特定疾病医療費公費負担	18
・肝炎治療医療費助成	18
・肝がん・重度肝硬変入院医療費助成	18
・障害者（児）歯科診療	18
5. 経済的負担の軽減	19
・特別障害者手当	19
・障害児福祉手当	19
・重度心身障害者（児）介護手当	19
・兵庫県心身障害者扶養共済制度	19
・特別児童扶養手当	20
・西宮市外国人等障害者特別給付金	20

・障害基礎年金（国民年金）	20
・障害厚生年金	21
・特別障害給付金	21
・災害障害見舞金	21
・自動車事故による重度後遺障害者介護料	22
・労働者災害補償保険	22
・通所施設利用交通費補助金	22
・児童福祉施設利用者負担等補助金	22
・更生訓練費	22
6. 障害福祉サービス	23
・障害者総合支援法による障害福祉サービス	23
・障害福祉サービスの内容	23
・児童福祉法による障害児通所支援	24
・障害児通所支援の内容	25
・障害福祉サービスと障害児通所支援の利用者負担[負担上限月額]	25
・高額障害福祉サービス等給付費高額障害児（通所・入所）給付費	25
7. 地域生活支援事業	26
・地域生活支援事業の内容	26
・手話通訳者等・要約筆記者等派遣	26
・盲ろう者向け通訳・介助員派遣	26
・失語症者向け意思疎通支援者派遣	26
・訪問入浴サービス	26
8. 補装具・日常生活用具など	27
・補装具費（購入・修理）の支給	27
・補装具費の利用者負担	27
・日常生活用具の給付	27
9. 住宅の改善	31
・住宅改造費助成	31
・在宅重度障害者生活環境改善資金貸付	31
10. 在宅生活支援	32
・福祉タクシーの派遣	32
・在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成	32
11. 自動車	33
・身体障害者自動車運転免許取得費助成	33
・自動車改造費の助成	33
・駐車禁止除外指定車標章交付申請	34
・兵庫ゆずりあい駐車場制度	34
12. 緊急時の支援など	36
・見守りホットライン事業	36
・障害者地域安心ネットワーク	36
・車いすバンク	36
・110番アプリ	36
・ファックス110番	36
・緊急通報専用FAX	36
・NET119	36

13. 公共料金の割引など	37
・交通運賃の割引	37
・有料道路通行料金の割引	38
・自転車等駐車場使用料減免	39
・自転車等放置禁止除外指定車証の交付	39
・水道料金・下水道使用料の減免	39
・NHK放送受信料の免除	39
14. 税の軽減など	40
・住民税・所得税・相続税・贈与税	40
・自動車税・軽自動車税	41
15. 貸 付	43
・生活福祉資金の貸付	43
16. その他日常生活・社会活動の充実	44
・ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	44
・にこやか収集	44
・郵便等投票証明書の交付	44
・点字市政ニュース等発行	45
・声の市政ニュース等発行	45
・点字図書・録音図書の製作と貸出	45
・点訳絵本・CDの郵送貸出サービス	45
・図書・CDの宅配サービス	45
・対面朗読サービス	45
・車いす利用者支援サービス	45
・百雀会（障害者読書交流会）	45
・点字タックシールの貼付	45
・中途失明者点字・歩行訓練	46
・手話通訳者設置	46
・聴覚障害者相談及び字幕付ビデオライブラリー	46
・中途失聴者読話等訓練	46
・障害者作品展	46
・身体障害者スポーツ大会	46
・西宮の福祉にあなたの善意を	46
・点訳・音訳ボランティアの養成	47
・手話ボランティアの養成	47
・要約筆記ボランティアの養成	47
・要約筆記者養成	47
・西宮市総合福祉センター	47
・西宮市社会福祉協議会	47
・西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター	47
17. 職業指導	48
・職業相談窓口	48
・障害者職業訓練校	48
資 料 編	51
1. 特別支援学校等	51
2. 関係機関一覧	52

身体障害者手帳・療育手帳

障害程度別該当事業一覧（主なもの）

事業によって年齢・所得・等級（程度）等に制限がありますので、くわしい内容等は直接、担当窓口にお問い合わせ下さい。色塗り箇所は対象となる可能性のあるサービスです。

区分	医療					経済給付・手当					障害福祉サービス			地域生活支援			補装具・日常生活用具				
	障害者医療費助成	高齢障害者医療費助成	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	障害者（児）歯科診療	特別障害者手当	障害児福祉手当	介護手当	心身障害者扶養共済制度	特別児童扶養手当	ホームヘルパー利用	短期入所	通所等施設利用	ガイドヘルパー利用	日中一時支援	（意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者等派遣）	訪問入浴サービス	補装具費の支給	日常生活用具の給付		
障害種別	視覚障害	1																			
		2																			
		3																			
		4																			
		5																			
		6																			
	聴覚又は平衡機能障害	2																			
		3																			
		4																			
		5																			
		6																			
		そ	言	音																	
	そ	し	く	語	声																
		3																			
		4																			
		肢体不自由	1																		
			2																		
			3																		
	4																				
	5																				
	6																				
	内部障害	1																			
		2																			
		3																			
4																					
療育手帳	A																				
	B1																				
	B2																				
所得制限		(有)	(有)	(有)	(有)		(有)	(有)	(有)		(有)							(有)	(有)		
本文ページ		16	16	17	17	18	19	19	19	19	20	23	24	24	26	26	26	26	27		

※1 障害の部位によっては対象にならない場合もありますので、詳しくは参照ページを確認して下さい。

※2 身体障害者手帳と療育手帳の両方が必要です。

区分	住宅の改善		在宅生活支援		自動車			緊急時支援			公共料金の割引など							
	住宅改造費助成	在宅生活環境改善資金貸付 在宅重度障害者	福祉タクシートの派遣	自動車ガソリン費用助成 在宅重度身体障害者	運転免許取得費助成	自動車改造費の助成	駐車禁止除外 指定車標章交付申請	兵庫ゆずりあい駐車場制度	見守りホットライン事業	障害者地域安心ネットワーク	車いすバンク	交通運賃の割引 〔鉄道・バス〕	〔タクシー・国内航空〕	有料道路通行料金割引	自転車等駐車場使用料減免	自転車等放置禁止除外指定車証の交付	水道料金・下水道使用料の減免	NHK受信料の免除
身体障害者手帳	視覚障害	1																
		2																
		3																※2
		4																
		5																
		6																
	聴覚又は平衡機能障害	2																
		3																※2
		4																
		5																
		6																
		そしゃく言語声	3															
	4																	
	肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)	1																
		2						※1										
		3						※1	※1									※2
		4						※1	※1									
		5							※1									
		6							※1									
	内部障害	1																
		2																
		3																※2
		4						※1										
	療育手帳	A																
B1																	※2	
B2																		
所得制限	(有)					(有)											(有)	
本文ページ	31	31	32	32	33	33	34	34	36	36	36	37	38	39	39	39	39	

※3 障害の部位によっては対象にならない場合もありますので、詳しくは参照ページを確認して下さい。

区分		税の軽減					貸付	その他日常生活・社会活動の充実					
		所得税の軽減	住民税の軽減	相続税の軽減	贈与税の非課税	軽自動車税(環境性能割)の減免 軽自動車税(環境性能割)の減免 自動車税(種別割)の減免	生活福祉資金貸付	にこやか収集	点字市政ニュース	録音図書 の貸し出し	中途失明者点字・歩行訓練	中途失聴者読話等訓練	
障害種別	視覚障害	1											
		2											
		3											
		4											
		5											
		6											
	聴覚又は平衡機能障害	2											
		3											
		4											
		5											
		6											
	そしゃく言語声	3					※3						
		4											
	肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	1											
		2											
		3											
		4					※3						
		5					※3						
		6					※3						
	内部障害	1											
		2											
		3											
		4					※3						
療育手帳	A												
	B1												
	B2												
所得制限													
本文ページ		40	40	40	40	41	42	43	44	45	45	46	46

精神障害者保健福祉手帳

障害程度別該当事業一覧（主なもの）

事業によって年齢・所得・等級（程度）等に制限がありますので、くわしい内容等は直接、担当窓口にお問い合わせ下さい。色塗り箇所は対象となる可能性があるサービスです。

区分 障害種別	医療			経済給付・手当			障害福祉サービス			地域生活支援	在宅生活支援	自動車		
	障害者医療費助成	高齢障害者医療費助成	自立支援医療（精神通院）	特別障害者手当	障害児福祉手当	心身障害者扶養共済制度	特別児童扶養手当	ホームヘルパー利用	短期入所	通所等施設利用	ガイドヘルパー利用	福祉タクシーの派遣	駐車禁止除外指定車標章交付申請	兵庫ゆずりあい駐車場制度
保健福祉手帳 精神障害者	1	※1	※1	※2										
	2	※1	※1	※2										
	3			※2										
所得制限	(有)	(有)	(有)	(有)	(有)		(有)							
本文ページ	16	16	17	19	19	19	20	23	24	24	26	32	34	34

区分 障害種別	公共料金などの割引				税の軽減						貸付	その他日常生活・社会活動の充実	
	交通運賃の割引（バス・国内航空）	自転車等駐車場使用料減免	水道料金・下水道使用料の減免	NHK受信料の免除	所得税の軽減	住民税の軽減	相続税の軽減	贈与税の非課税	軽自動車税（環境性能割） 自動車税（種別割） の減免	軽自動車税（種別割）の減免	生活福祉資金貸付	にこやか収集	
保健福祉手帳 精神障害者	1	※3											
	2	※3											
	3	※3											
所得制限				(有)									
本文ページ	37	39	39	39	40	40	40	40	41	42	43	44	44

※1 入院・外来とも、精神疾患による医療費は対象外。

※2 自立支援医療（精神通院）は、精神障害者保健福祉手帳がなくても申請可。

※3 バス運賃の割引は、さくらやまなみバスのみ。

1. 相談窓口

西宮市福祉事務所

(1) 障害福祉課

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳に関する業務、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）に関する業務、特別障害者手当・介護手当などの給付等を行っています。

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 市庁舎1階14番窓口

Tel 0798-35-3194・3757・3174/Fax 0798-35-5300)

(2) 生活支援課

身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等への障害福祉サービスと地域生活支援事業など障害者総合支援法による支援、相談、補装具・日常生活用具の給付等を行っています。

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 市庁舎1階13番窓口

Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096/Fax 0798-35-5304)

兵庫県 更生相談所

(1) 兵庫県立

身体障害者
更生相談所

18歳以上の身体障害者を対象として、医師・身体障害者福祉司・心理判定員・理学療法士などが専門的立場から、関係市町が行う補装具費の支給について、処方・適合に関する医学的及び心理学的判定や、自立支援医療（更生医療）の要否判定、その他必要な相談指導を行っています。

〒651-2134 神戸市西区曙町1070

Tel 078-927-2727/Fax 078-927-2745)

(2) 兵庫県立

知的障害者
更生相談所

18歳以上の知的障害者を対象として、精神科医師・知的障害者福祉司・心理判定員などが、専門的立場から医学的・心理学的及び社会学的見地から総合判定をして療育手帳の交付を行うと共に、その他必要な相談指導を行っています。

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1

Tel 078-242-0737/Fax 078-242-0736)

(3) 巡回相談

① 身体障害者巡回（移動）相談

更生相談所及び県立総合リハビリテーションセンター中央病院等のスタッフにより、肢体不自由者の補装具の相談・処方等を行います。

〔場所〕 西宮市役所等 ※ 西宮市の場合

〔窓口〕 生活支援課 (Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096)

② 知的障害者巡回相談

更生相談所に行くことが困難な知的障害者に対し、更生相談所のスタッフが各地域に出向き、療育手帳に関する判定・相談を行います。

〔場所〕 西宮市役所等 ※ 西宮市の場合

〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3194・3757)

兵庫県精神保健 福祉センター

精神保健福祉に関する技術的中核機関として、技術指導、教育研修、調査・研究、相談、精神医療審査会事務及び精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の審査・判定と交付等を行っています。

(来所相談は要予約 開庁日：火曜日～土曜日 ※祝日・年末年始を除く)

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3-2

Tel 078-252-4980〔代表〕/Fax 078-252-4981)

兵庫県 西宮子ども 家庭センター

18歳未満の児童の福祉に関するさまざまな相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについて、児童福祉司・児童心理司・保健師・医師などが、児童福祉法に基づいて調査・診断・その他必要な相談指導や施設入所等を行っています。

〒662-0862 西宮市青木町3-23

Tel 0798-71-4670/Fax 0798-74-2538)

※児童虐待防止24時間ホットライン Tel 0798-74-9119)

西宮市保健所

【難病患者】

- (1) 療養相談
- (2) 難病患者・
家族交流会

難病患者の療養相談を行っています。

難病患者とそのご家族を対象に、交流会や勉強会を行っています。

〔窓 口〕 保健所 保健予防課 (Tel 0798-26-3669)

【精神障害者】

- (1) 精神保健
福祉相談

①精神科医による相談

面談による相談を実施しています。※予約制

〔予約窓口〕 保健所 健康増進課 (Tel 0798-26-3160)

〔実施場所〕

・保健所	毎月
・中央保健福祉センター	奇数月
・鳴尾保健福祉センター	毎月
・北口保健福祉センター	毎月
・塩瀬保健福祉センター	4,8,12月
・山口保健福祉センター	6,10,2月

②保健師や精神保健福祉士等による相談

電話や面談による相談を実施しています。

〔相談日時〕 月～金曜日 (受付時間：9：00～12：00、13：00～17：30)

〔窓 口〕

・保健所 健康増進課	(Tel 0798-26-3160)
・中央保健福祉センター	(Tel 0798-35-3310)
・鳴尾保健福祉センター	(Tel 0798-42-6630)
・北口保健福祉センター	(Tel 0798-64-5097)
・塩瀬保健福祉センター	(Tel 0797-61-1766)
・山口保健福祉センター	(Tel 078-904-3160)

- (2) 保健所家族
教室

精神障害者の安定した療養生活や社会復帰を支えるため、その家族が病気や対応・社会的制度等についての理解を深め、家族自身が安定し、対処能力を回復向上できるよう、概ね毎月保健所家族教室(学習会、交流会)を開催しています。

〔窓 口〕 保健所 健康増進課 (Tel 0798-26-3160)

- (3) こころの
ケア相談

ストレス、不眠など心の悩みやひきこもりについて、臨床心理士等が電話相談・面接相談を行っています。面接相談は予約制です。

〔相談日時〕 月～金曜日 (受付時間：9:00～11:30、13:00～16:30)

〔窓 口〕 保健所 健康増進課 こころのケア相談専用電話
(Tel 0798-35-5066)

- (4) みやっこ
こころの
サポート
ダイヤル

誰にも話せないしんどさや生きづらさなどのこころの悩みについて、臨床心理士が電話で相談に応じます。大切なのちを守るための電話相談窓口です。

〔相談日時〕 月、水、金 (祝日を除く、9：00～12：00)

〔電話相談〕 保健所 健康増進課 (Tel 0798-35-5082)

【保健師による相談】

難病患者の療養相談・精神保健福祉相談・保健指導等について、電話・面接による相談を行っています。 ※地区ごとに担当保健師がいます。

〔相談日時〕 月～金曜日 (受付時間：9:00～12:00、13:00～17:30)

〔窓 口〕

・中央保健福祉センター	(Tel 0798-35-3310/Fax 0798-26-0616)
・鳴尾保健福祉センター	(Tel 0798-42-6630/Fax 0798-47-0150)
・北口保健福祉センター	(Tel 0798-64-5097/Fax 0798-64-5019)
・塩瀬保健福祉センター	(Tel 0797-61-1766/Fax 0797-61-1764)
・山口保健福祉センター	(Tel 078-904-3160/Fax 078-904-3112)

西宮市教育委員会
特別支援教育課

障害などにより、特に教育的配慮を要する幼児の公立幼稚園への入園についての就園相談、特別支援学級や特別支援学校等への入級や入学に係る教育相談や就学相談を行っています。

また、5・6月頃に就学先や就学先決定までの流れ等を説明する「就学に関するガイダンス」を実施しています。

(〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3 市庁舎6階)

Tel 0798-35-3897/Fax 0798-22-7019)

西宮市立こども
未来センター
地域・学校支援課
相談支援チーム

18歳までの子供の心身の発達や療育に関すること、不登校・情緒不安定・性格や教育に関することなどについて相談に応じています。

(〒663-8202 西宮市高畑町2-77 西宮市立こども未来センター内)

Tel 0798-65-1881/Fax 0798-64-5103)

西宮公共職業
安定所
(ハローワーク西宮)

障害者の職業紹介については、専門援助部門を設置して、仕事の相談・あっせんなどを行っています。なお、手話通訳者が配置(原則として毎月4回火曜日、午前9時～午前10時30分)されています。

(〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎)

Tel 0798-22-8600 (内線42#)

障害者総合相談
支援センター
にしのみや
(基幹相談支援センター)

障害者やその家族の生活を支援するため、福祉サービスや介護に関する相談、情報提供などを行う総合的な相談窓口です。下記の2箇所に開設されています。

・障害者総合相談支援センターにしのみや

[開設時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分

[所在地] 〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2階

[連絡先] Tel 0798-37-1300/Fax 0798-34-5858

・障害者総合相談支援センターにしのみや北部窓口

[開設時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分

[所在地] 〒651-1412 西宮市山口町下山口1650-35 ななくさ新生園内

[連絡先] Tel 078-903-1920/Fax 078-903-1753

西宮市障害者
就労生活支援センター
「アイビー」

障害者が安心して働くことができるよう、就労に関する相談や情報提供のほか、就職の準備・ジョブコーチ支援・職場定着等の支援を行っています。

[開所時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分

[所在地] 〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2階

[連絡先] Tel 0798-22-2725 /Fax 0798-22-2724

西宮市障害者
就労支援事業所
共同受注窓口
「ジョブステーション
西宮」

西宮市内の障害者就労支援施設等で行っている生産活動や役務提供などについて、それらを必要としている官公庁・企業への情報提供を行うとともに、受発注のコーディネートなどを行います。

[営業時間] 月～金(祝日除く) 9時～17時30分

[所在地] 〒663-8233 西宮市津門川町2-9-1F

[連絡先] Tel/Fax 0798-78-6853 (不在の場合 090-7750-9312)

2. 相談員・民生委員・児童委員

身体障害者相談員

身体障害者やその家族の地域生活や社会参加などについての相談・助言などを行います。市内に次の人が市長から委嘱されています。

氏名	住所	電話	参考
吾田 司子	西宮市甲子園九番町	0798-48-7774	肢体
齊藤 洋士	西宮市菊谷町	0798-71-7311	肢体
空谷 伸一	西宮市久保町	0798-35-0471	肢体
濱野 照子	西宮市神原	080-1418-1858	肢体
藤井 博子	西宮市柏堂町	080-1469-1050	肢体
山中 弘子	西宮市五月ヶ丘	0798-73-0757	肢体
横山 良子	西宮市浜甲子園2丁目	0798-45-0151	肢体
吉田 眞知子	西宮市高畑町	0798-66-2424	肢体
仲佐 勤	西宮市甲子園高潮町	0798-48-2287	視覚
林 久雄	西宮市今津曙町	0798-35-5632	視覚
林田 茂樹	西宮市上ヶ原五番町	090-1023-0253	視覚
原 啓二郎	西宮市名次町	0798-71-4333	視覚
石戸 有子	西宮市甲子園口北町	0798-67-5865	内部
宮下 梅子	西宮市高須町1丁目	0798-47-0201	内部
庄司 正	西宮市仁川町3丁目	Faxのみ 0798-51-2287	聴覚
庄司 美絵	西宮市仁川町3丁目	Faxのみ 0798-51-2287	聴覚
檀上 千恵	西宮市上ヶ原三番町	Faxのみ 0798-52-5005	聴覚
本郷 善通	西宮市上ヶ原山田町	Faxのみ 0798-75-3887	聴覚
山縣 よしの	西宮市甲子園町	Faxのみ 0798-40-7191	聴覚
橋本 隆	西宮市高座町	Faxのみ 0798-71-5938	音言
川本 さとみ	西宮市高須町2丁目	050-3552-3888	肢体不自由児
篠原 里衣	西宮市伏原町	050-3552-3888	肢体不自由児
中元 恭世	西宮市西平町	050-3552-3888	肢体不自由児
西村 祥子	西宮市甲陽園若江町	050-3552-3888	肢体不自由児

知的障害者相談員

知的障害者やその家族の地域生活や社会参加などについての相談・助言などを行います。市内に次の人が市長から委嘱されています。

氏名	住所	電話
泉 明子	西宮市青木町	0798-75-2269
梅谷 正子	西宮市甲陽園本庄町	0798-74-4999
波來谷 多恵子	西宮市丸橋町	0798-51-9768
近藤 眞由美	西宮市上田中町	090-3920-7174
本田 洋子	西宮市伏原町	0798-66-3493
宮脇 葉子	西宮市川西町	0798-23-6025
高土 文緒	西宮市樋之池町	0798-73-7366
上記7名の方については、西宮市手をつなぐ育成会の事務所で相談をすることもできます。 (〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47 Tel 0798-33-7713 / Fax 0798-33-7743)		
中村 行宏	〒663-8131 西宮市武庫川町4-1 (武庫川すすかけ作業所)	0798-43-3760
當銘 翼	〒663-8143 西宮市枝川町17-41 (ドリーム甲子園)	0798-42-6510

兵庫県精神障害者相談員

兵庫県知事から委嘱された精神障害者相談員(当事者相談員、家族相談員)が相談に応じます。

〔問合せ先〕 保健所 健康増進課 (Tel 0798-26-3160)

民生委員児童委員

障害のある人が自立した日常生活を営むことができるように相談に応じたり、助言をしたりするとともに、関係機関との連携をもとに情報提供に努めています。担当の民生委員・児童委員の氏名・連絡先などは、地域共生推進課へお問い合わせください。

〔問合せ先〕 地域共生推進課 (Tel 0798-35-3032)

西宮市難病団体連絡協議会相談員

難病患者及び小児慢性特定疾病児童とその家族に対し、療養上の悩みについて、相談・助言などを行います。

〔相談時間〕 月～金曜日 10時～16時

〔問合せ先〕 Tel 090-6373-3184

3. 手 帳

身 体 障 害 者

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある人で、身体障害者手帳を持っている人をいいます。

身 体 障 害 者 手 帳

身体障害者（児）が各種の援護を受けるために必要な手帳として、次の種類の障害がある人に交付されます。

〔障害の程度〕

手帳の等級には1級～6級があり、障害が二つ以上ある場合には、手帳は上の等級になることがあります。

- | | |
|---|----------|
| ① 視覚障害 | 1級～6級 |
| ② 聴覚障害 | 2級～4級・6級 |
| ③ 平衡機能障害 | 3級・5級 |
| ④ 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 | 3級・4級 |
| ⑤ 肢体不自由
(上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) | 1級～7級 |
| ※ 肢体不自由7級では手帳は交付されません。 | |
| ⑥ 肢体不自由（体幹） | 1級～3級・5級 |
| ⑦ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、
小腸機能障害 | 1級・3級・4級 |
| ⑧ 肝臓機能障害 | 1級～4級 |
| ⑨ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級～4級 |

〔申請手続〕

身体障害者手帳の申請手続は下記の①～⑤の通りです。障害福祉課で手続きをしてください。申請書用紙・診断書用紙等は障害福祉課で配付しています。なお、指定医師（※）の診断書は原本を提出していただきますので、後日写しが必要になった場合に個人情報開示の手続きが必要となるため、あらかじめコピーを持っておくと便利です。

（※）指定医師とは身体障害者福祉法第15条に規定する医師のことです。

① 新規交付

必要事項を記入した申請書に指定医師の記入した診断書と写真を添えて、交付申請の手続きをしてください。

〈必要書類〉 交付申請書、指定医師の記入した診断書、
写真（4×3cm）1枚

② 等級変更・障害名追加（再交付）

障害程度が変わったり、他の障害が加わった場合には再交付の手続きをしてください。

〈必要書類〉 再交付申請書、指定医師の記入した診断書、身体障害者手帳の写し、写真（4×3cm）1枚

③ 紛失・破損（再交付）

手帳を紛失したり、破損した場合には再交付の手続きをしてください。

〈必要書類〉 再交付申請書、写真（4×3cm）1枚
（破損の場合、身体障害者手帳の写しも必要）

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、氏名が変わった場合には届出が必要です。

〈必要書類〉 居住地等変更届、身体障害者手帳（西宮市発行の身体障害者手帳の氏名変更の場合、写真1枚も必要）

⑤ 返還

手帳の交付を受けた人が死亡された場合又は障害が軽減・除去し、法に定める障害に該当しなくなったときは返還してください。

〈必要書類〉 返還届、身体障害者手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

〔窓 口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3194・3757）

知的障害者

知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人をいいます。

療育手帳

知的障害者（児）が一貫した指導・相談や障害福祉サービス等を受けやすくするため、知的障害者更生相談所又はこども家庭センターにおいて知的障害と判定された人に対し、兵庫県より交付されます。なお、兵庫県（神戸市を除く）では、知的障害を伴わない発達障害と診断され、更生相談所長等が必要と認めた人についても、交付の対象となる可能性があります（B2のみ）。

〔障害の程度〕

A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に区分しています。

〔申請手続〕

療育手帳の申請手続は下記の①～⑤の通りです。障害福祉課で手続をしてください。申請書用紙等は障害福祉課で配付しています。

① 新規交付

必要事項を記入した所定の申請書を提出し、交付申請の手続をしてください。知的障害者更生相談所又はこども家庭センターで判定を受けていただきます。

〈必要書類〉 交付（更新）申請書、写真（4×3cm）1枚 等

② 更新手続

手帳の交付の際に次回の判定時期が指定された場合には、その時期の4か月前を目安に更新の手続をしてください。

〈必要書類〉 交付（更新）申請書、療育手帳の写し、
写真（4×3cm）1枚 等

③ 再交付

手帳を紛失又は破損した場合には再交付の手続をしてください。

〈必要書類〉 再交付申請書、写真（4×3cm）1枚
（破損の場合、療育手帳の写しも必要）

④ 居住地・保護者・氏名変更

住所又は保護者が変わったり、氏名が変わった場合には届出が必要です。

〈必要書類〉 変更届、療育手帳

⑤ 返還

手帳の交付を受けた人が死亡、又は県外・神戸市（児童の場合は明石市を含む）へ転出、又は必要でなくなった場合には、手帳を返還してください。

〈必要書類〉 返還届、療育手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与することはできません。

〔窓 口〕 障害福祉課（TEL 0798-35-3194・3757）

精神障害者 保健福祉手帳

〔対象者〕

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、この手帳を取得することにより、福祉的サービスが受けやすくなり、精神障害者の自立と社会参加を促進するための手助けとなります。なお、申請にあたっては、初診日から6か月以上の経過が必要です。また、手帳の有効期間は2年間で、延長を希望する場合は更新の手続きが必要です。

〔申請手続〕

精神障害者保健福祉手帳の申請手続は下記の①～⑥の通りです。
申請は市役所障害福祉課及び各保健福祉センターで受け付けます。

① 新規申請

下記の必要書類によりご申請ください。

〈必要書類〉 交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）1枚、精神障害者保健福祉手帳用診断書又は障害年金証書の写し・直近の障害年金振込通知書の写し・同意書

② 更新申請

有効期限までに下記の必要書類によりご申請ください。

〈必要書類〉 交付申請書、精神障害者保健福祉手帳用診断書又は障害年金証書の写し・直近の障害年金振込通知書の写し・同意書、写真（縦4cm×横3cm。更新で手帳の有効期限記入欄に空欄がある場合は提出不要。）

③ 再交付

手帳を紛失又は汚損・破損した場合は下記の必要書類によりご申請ください。

〈必要書類〉 再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）1枚
（汚損・破損の場合）精神障害者保健福祉手帳の写し

④ 居住地・氏名変更

住所又は氏名に変更がある場合は下記の必要書類による届出が必要です。

〈必要書類〉 変更届、精神障害者保健福祉手帳

⑤ 等級変更

障害等級に変更がある場合は下記の必要書類によりご申請ください。

〈必要書類〉 障害等級変更申請書、写真（縦4cm×横3cm）1枚、精神障害者保健福祉手帳用診断書又は障害年金証書の写し・直近の障害年金振込通知書の写し・同意書

⑥ 返還

手帳の交付を受けた人が死亡、県外・神戸市へ転出、又は必要でなくなった場合は、手帳を返還してください。

〈必要書類〉 返還届、精神障害者保健福祉手帳

〔窓 口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3174)
鳴尾保健福祉センター (Tel 0798-42-6630)
北口保健福祉センター (Tel 0798-64-5097)
塩瀬保健福祉センター (Tel 0797-61-1766)
山口保健福祉センター (Tel 078-904-3160)

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				① 両上肢の機能を全廃したもの ② 両上肢を手関節以上で欠くもの	① 両下肢の機能を全廃したもの ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	① 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ② 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			① 両上肢の機能の著しい障害 ② 両上肢のすべての指を欠くもの ③ 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの ④ 一上肢の機能を全廃したもの	① 両下肢の機能の著しい障害 ② 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	① 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） ② 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③ 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	① 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ② 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③ 一上肢の機能の著しい障害 ④ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	① 両下肢をショパール関節以上で欠くもの ② 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③ 一下肢の機能を全廃したもの
4級	① 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） ② 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③ 両眼開放視認点数が70点以下のもの	① 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなれば話語を理解し得ないもの） ② 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	平衡機能の著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	① 両上肢のおや指を欠くもの ② 両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③ 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの ④ 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	① 両下肢のすべての指を欠くもの ② 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③ 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ④ 一下肢の機能の著しい障害 ⑤ 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥ 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	① 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ② 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③ 両眼中心視野角度が56度以下のもの ④ 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤ 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		① 両上肢のおや指の機能の著しい障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 ③ 一上肢のおや指を欠くもの ④ 一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤ 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥ おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	① 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ② 一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③ 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	① 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） ② 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			① 一上肢のおや指の機能の著しい障害 ② ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	① 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ② 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					① 一上肢の機能の軽度の障害 ② 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ③ 一上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 ⑤ 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥ 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	① 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ② 一下肢の機能の軽度の障害 ③ 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 ④ 一下肢のすべての指を欠くもの ⑤ 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥ 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	① 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ② 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 ③ 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 ④ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。					

肢体不自由			心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						級別	
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	
	上肢機能	移動機能								
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	1級
① 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ② 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	2級
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	3級
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級
⑤ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ⑦ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるふし下端までを計測したものをいう。										備考



※旅客鉄道株式会社旅客運賃引対象表のうち、第1種身体障害者の範囲

療育手帳の障害程度の判別基準

障害等級	障害の状態
A (重度)	自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難と考えられるもの
B(1) (中 度)	新しい事態の変化に適応する能力にとぼしく、他人の助けや指導によって、自己の身の周りのことがらを処理しうるもの
B(2) (軽 度)	日常生活にさしつかえない程度にみずから身の周りのことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの

※ 上表は主に18歳以上の方に関する、おおよその目安であり、障害のある人の年齢等により異なります。

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について

障害等級	障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※ 医師の診断書による申請の場合は、精神疾患（機能障害）の状態と、それに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的に判定します。

※ 障害年金証書等の写しによる申請の場合は、精神障害者保健福祉手帳の等級は、現在支給されている障害年金と同じ等級になります。

4. 医 療

障 害 者 医 療 費 助 成

健康保険が適用される医療費の自己負担額の一部を助成します。
(所得制限有)

- 〔対象者〕 市内に住所のある人
- ・身体障害者
1～4級(4級は入院のみ)
 - ・知的障害者
A・B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症)
 - ・精神障害者
1・2級(精神疾患による医療費は対象外。)
- 〔必要書類〕 健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、
診断書(自閉症の場合)、精神障害者保健福祉手帳 等
- 〔窓 口〕 医療年金課(Tel 0798-35-3131)

高 齢 障 害 者 医 療 費 助 成

65歳以上の後期高齢者医療制度・高齢期移行医療費助成の対象者が支払う一部負担金相当額の一部を助成します(所得制限有)。

- 〔対象者〕 市内に住所のある人
- ・身体障害者
1～4級(4級は入院のみ)
 - ・知的障害者
A・B1・B2(IQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症)
 - ・精神障害者
1・2級(精神疾患による医療費は対象外。)
- 〔必要書類〕 健康保険証、身体障害者手帳、療育手帳、
診断書(自閉症の場合)、精神障害者保健福祉手帳 等
- 〔窓 口〕 医療年金課(Tel 0798-35-3131)

特 定 疾 病 療 養 受 療 証

厚生労働大臣が指定する特定疾病の人は、健康保険証と「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口で提示すると、特定疾病にかかる治療費が自己負担限度額までとなります。

- 〔対象者〕 以下のいずれかの特定疾病の人
- ①人工透析が必要な慢性腎不全
 - ②先天性血液凝固因子障害の一部(血友病)
 - ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに係るものに限る。)
- 〔窓 口〕 国民健康保険に加入の人…国民健康保険課
(Tel 0798-35-3120)
- 後期高齢者医療保険制度に加入の人…高齢者医療保険課
(Tel 0798-35-3192)
- その他の健康保険に加入の人…加入している健康保険組合等

**自立支援医療
(更生医療)**

生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復することを目的とした医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。原則1割負担。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限額を決定します。

〔対象者〕 18歳以上の身体障害者手帳を持っている人
〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3174)

(育成医療)

身体障害の回復や防止のための医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。原則1割負担。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限月額を決定します。

〔対象者〕 18歳未満の身体に障害のある児童又はそのおそれのある児童
〔窓口〕 保健所 保健予防課 (Tel 0798-26-3669)
鳴尾保健福祉センター (Tel 0798-42-6630)
北口保健福祉センター (Tel 0798-64-5097)
塩瀬保健福祉センター (Tel 0797-61-1766)
山口保健福祉センター (Tel 078-904-3160)

(精神通院医療)

精神疾患の治療のための医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を公費で負担します。原則1割負担。なお、世帯の課税・所得状況に応じて自己負担上限額を決定します。

〔対象者〕 精神疾患の治療で通院されている人 (入院医療は対象外)
〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3174)
鳴尾保健福祉センター (Tel 0798-42-6630)
北口保健福祉センター (Tel 0798-64-5097)
塩瀬保健福祉センター (Tel 0797-61-1766)
山口保健福祉センター (Tel 078-904-3160)

◇ 自立支援医療の利用者負担

◎原則 ・1割負担+負担上限額 (一定所得以上は公費負担の対象外)
・入院時の食費については、入院と通院を公平にするため自己負担

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万円	市町村民税非課税 本人収入 > 80万円	市町村民税(所得割) < 3万3千円	3万3千円 ≤ 市町村民税(所得割) < 23万5千円	23万5千円 ≤ 市町村民税(所得割)
生活保護負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円	低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 ※1 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合・負担限度額)
			育成医療の経過措置		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			重度かつ継続 ※2		一定所得以上 (経過措置) ※3 負担上限額 20,000円
		中間所得層1 負担上限額 5,000円	中間所得層2 負担上限額 10,000円		

※1 育成医療 (若い世帯) における負担の激変緩和の経過措置を実施する。

※2 重度かつ継続の範囲については以下のとおり

① 疾病、症状等から対象となる人

◎更生医療・育成医療

→ 腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、

心臓機能障害 (心臓移植後の抗免疫療法に限る)、又は肝臓機能障害 (肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

◎精神通院医療

→ 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害 (依存症等)

の人、又は集中・継続的な医療を要する人として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した人

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる人。医療保険の多数該当の人

※3 「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者は、令和6年3月31日までの間は、自立支援医療の対象者とする。

世帯の単位

住民基本台帳上の世帯ではなく、同一の医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

西宮市若年者の
在宅ターミナルケア
支援事業

若年者のがん患者の方が住み慣れた生活の場で、安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成し、患者さんと家族の負担を軽減します。

〔対象者〕 20歳以上、40歳未満の市民の方で、他の制度において、同様の支援を受けることができない末期がん患者

〔サービス内容〕 訪問介護、福祉用具貸与等

〔窓口〕 保健所 保健予防課 (TEL 0798-26-3669)

特定医療費
(指定難病)等
公費負担

兵庫県が実施している国・県が指定する指定難病等の医療費の一部公費助成の申請を受付けます。

〔対象者〕 国・県の認定基準を満たしている人

〔窓口〕 保健所 保健予防課 (TEL 0798-26-3669)

鳴尾保健福祉センター (TEL 0798-42-6630)

北口保健福祉センター (TEL 0798-64-5097)

塩瀬保健福祉センター (TEL 0797-61-1766)

山口保健福祉センター (TEL 078-904-3160)

〔指定難病〕 国が指定する指定難病

〔特定疾患〕 スモン

〔県単独特定疾患(入院医療費のみ助成)〕

突発性難聴、ネフローゼ症候群、悪性腎硬化症

小児慢性特定疾病
医療費公費負担

児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病の医療費及び入院時食事療養費の一部を公費で助成します。同一の医療保険に加入している世帯員の課税・所得状況に応じて自己負担上限月額を決定します。

〔対象者〕 国の認定基準を満たしている18歳未満の児童

〔窓口〕 保健所 保健予防課 (TEL 0798-26-3669)

鳴尾保健福祉センター (TEL 0798-42-6630)

北口保健福祉センター (TEL 0798-64-5097)

塩瀬保健福祉センター (TEL 0797-61-1766)

山口保健福祉センター (TEL 078-904-3160)

肝炎治療
医療費助成

兵庫県が実施しているB型及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎・代償性肝硬変でウイルス除去を目的として行うインターフェロンフリー治療等及びB型肝炎ウイルスによる慢性肝疾患の核酸アナログ製剤治療の医療費の一部公費助成の申請を受付けます。

〔対象者〕 国の認定基準を満たしている人

〔窓口〕 保健所 保健予防課 (TEL 0798-26-3669)

鳴尾保健福祉センター (TEL 0798-42-6630)

北口保健福祉センター (TEL 0798-64-5097)

塩瀬保健福祉センター (TEL 0797-61-1766)

山口保健福祉センター (TEL 078-904-3160)

肝がん・重度肝硬変
入院医療費助成

兵庫県が実施している肝炎ウイルスの感染を原因とする肝がん・重度肝硬変(非代償性)の方の、入院・通院医療費の自己負担額を一部助成の申請を受付けます。(高額療養費限度額に達した月が直近12ヶ月以内に2月以上ある場合であって、3月日以降に兵庫県が定める指定医療機関における入院・通院関係医療費)

〔対象者〕 国・県の認定基準を満たしている人

〔窓口〕 保健所 保健予防課 (TEL 0798-26-3669)

障害者(児)
歯科診療

西宮歯科総合福祉センター(甲子園洲島町3-8、TEL 0798-41-2031)で歯科診療をします。毎週水・金曜日(午後1時~午後3時)、健康保険診療。

〔対象者〕 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳を持っている一般歯科医で治療困難である人

〔窓口〕 障害福祉課 (TEL 0798-35-3194・3757)

5. 経済的負担の軽減

特別障害者手当	<p>〔対象者〕 精神又は身体が著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人。所得制限あり（本人、配偶者、扶養義務者）。施設入所・3カ月以上の入院などの場合は受給できません。</p> <p>〔必要書類〕 所定の診断書、申請書類、本人の預金通帳、年金証書など</p> <p>〔給付〕 月額27,980円（金額は令和5年4月1日現在） 2・5・8・11月に支給</p> <p>〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3757）</p>
障害児福祉手当	<p>〔対象者〕 精神又は身体が重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童。所得制限あり（本人・配偶者・扶養義務者）。施設入所の場合は受給できません。</p> <p>〔必要書類〕 所定の診断書、申請書類、本人の預金通帳など</p> <p>〔給付〕 月額15,220円（金額は令和5年4月1日現在） 2・5・8・11月に支給</p> <p>〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3757）</p>
重度心身障害者（児）介護手当	<p>〔対象者〕 65歳未満の障害者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」所持者）で、居宅で過去6カ月以上、常時臥床の状態にあるもの又はこれと同様の状態で、引き続き同様の状態が継続すると認められるもので、日常生活に常時介護を必要とする人を介護している人（非課税世帯が対象）。施設入所、3カ月以上の入院、介護保険のサービス及び障害福祉サービスを利用している人（年7日以内のショートステイ等を除く）などの場合は受給できません。また、家族介護慰労金との併給はできません。</p> <p>〔必要書類〕 身体障害者手帳又は療育手帳、介護者の預金通帳など</p> <p>〔給付〕 年額100,000円 2・5・8・11月末に支給</p> <p>〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3757）</p>
兵庫県心身障害者扶養共済制度	<p>障害者を扶養している保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることで保護者に万一の事（死亡・重度障害）があったときに、障害者に終身一定額の年金を支給する県の制度です。</p> <p>〔対象者〕 ①障害者：知的障害者、身体障害者手帳3級以上の人及びこれらと同程度の精神または身体に障害があると認められる人 ②加入者：①の障害者を扶養している65歳未満の保護者（健康状態によっては加入できない場合があります。）</p> <p>〔掛金〕 加入者の加入時の年齢により1口月額9,300円～23,300円。加入は2口まで。加入者の世帯の収入状況や加入時の年齢などの条件により、県の減免制度や市の掛金補助制度があります（1口目のみ）。</p> <p>〔必要書類〕 所定の申込書類、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、所定の障害証明書、印鑑、加入者と障害者の住民票など</p> <p>〔年金〕 1口あたり月額20,000円 条件により市の年金付加金あり</p> <p>〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3174）</p>

特 別 児 童
扶 養 手 当

- 〔対象者〕 身体又は精神に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護する父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人。所得制限（本人・配偶者・扶養義務者）あり。また、施設入所などの場合は支給制限あり。
- 〔給付〕 月額重度は53,700円、中度は35,760円
4・8・11月に支給
- 〔必要書類〕 所定の診断書、身体障害者手帳、療育手帳、戸籍謄本、個人番号カード又は通知書、普通預金通帳（請求者本人名義）
- 〔窓口〕 子育て手当課（Tel 0798-35-3189）
各支所・市民サービスセンター・アクタ西宮ステーション
（新規・増額申請の相談・受付は、子育て手当課、鳴尾・塩瀬・山口の各支所に限る）

西 宮 市 外 国 人 等
障 害 者
特 別 給 付 金

- 〔対象者〕 身体障害者手帳（1～3級）か療育手帳（A・B1判定）、精神障害者保健福祉手帳（1・2級）を持っている外国人等障害者で、昭和57年1月1日前に20歳に達しており、同日前に障害の初診日がある人等、制度的理由により障害基礎年金等を受けられない人。所得制限あり。
- 〔給付〕 重度障害者（1・2級の身体障害者手帳、A判定の療育手帳、1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人）
…月額 82,812円（82,562円）

中度障害者（3級の身体障害者手帳、B1判定の療育手帳、2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人）
…月額 66,250円（66,050円）

※7・10・1・4月に支給
※昭和31年4月1日以前生まれの者は（ ）内の金額が支給されます。
- 〔必要書類〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、申請者本人名義の預貯金通帳、外国人登録をしていたことが分かるもの（在日外国人のみ）、基礎年金番号が分かるもの
- 〔窓口〕 医療年金課（Tel 0798-35-3124）

障 害 基 礎 年 金
（ 国 民 年 金 ）

- 〔対象者〕 ① 一定の納付要件に該当する人が、65歳になるまでに病気やケガなどで障害者になったとき（国民年金法に定める1級又は2級に該当すること）

② 20歳前の病気やケガで65歳になるまでに障害者となったとき（国民年金法に定める1級又は2級に該当すること。本人の所得制限あり）

※①②とも原則として、65歳までに請求することが必要。
- 〔給付〕 1級は 年額 993,750円（990,750円）
2級は 年額 795,000円（792,600円）
※2・4・6・8・10・12月に支給
※昭和31年4月1日以前生まれの者は（ ）内の金額が支給されます。
- 〔必要書類〕 所定の診断書、病歴・就労状況等申立書、受診状況等証明書、預貯金通帳（申請者本人名義）、住民票又は個人番号カード（通知書）、20歳前障害のときは所得証明書など
- 〔窓口〕 ① 初診日が国民年金第1号被保険者期間であるとき、又は20歳前・60歳以上65歳未満のとき
医療年金課（Tel 0798-35-3124）
② 初診日が国民年金第3号被保険者期間であるとき
西宮年金事務所（Tel 0798-33-2944）
（〒663-8567 西宮市津門大塚町8-26）

障害厚生年金

〔対象者〕 初診日に、厚生年金保険の被保険者であった人が、障害者となったとき。（国民年金法に定める1級又は2級か厚生年金保険法に定める3級に該当すること。納付要件あり。）

〔給付〕 障害の程度により1級、2級、3級に分かれ、額が決定します。
2・4・6・8・10・12月に支給

〔問合せ先〕 西宮年金事務所（Tel 0798-33-2944）
（〒663-8567 西宮市津門大塚町8-26）

※ 戸籍謄抄本に関しまして、本籍地が西宮市の場合、戸籍の請求の際に「障害年金の裁定請求」である旨を申し出ていただき、障害者手帳をご提示いただくと、手数料の減免が受けられます（既に交付したものに対しての還付はできません）。
また、本籍地が他市町村の場合は、条例により有料と無料と分かりますので、本籍地の役所にお問合せ下さい。

〔窓口〕 市民課
戸籍の請求に関して（Tel 0798-35-3112）

特別障害給付金

〔対象者〕 いずれも初診日当時、国民年金に任意加入していなかった人で、65歳になるまでに、その傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障害状態になった人で、次のいずれかに該当する人

- ① 初診日が平成3年3月以前で、当時学生であった人
- ② 初診日が昭和61年3月以前で、当時、厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など

〔給付〕 月額 1級は53,650円、2級は42,920円。
2・4・6・8・10・12月に支給
※所得による支給制限あり。
※老齢年金等の受給者は支給制限あり。

〔必要書類〕 所定の診断書、病歴・就労状況等申立書、受診状況等証明書、特別障害給付金所得状況届、預貯金通帳（申請者本人名義）、住民票又は住民票コード通知書、戸籍謄本、在籍証明書など

〔窓口〕 医療年金課（Tel 0798-35-3124）

災害障害見舞金

〔対象者〕 市民が災害弔慰金の支給対象となる自然災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に「災害弔慰金の支給等に関する法律」別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民に対し、災害障害見舞金を支給します。

〔給付〕 世帯の生計を維持していた場合250万円、
その他の場合125万円

〔窓口〕 福祉総務課 庶務・調整チーム（Tel 0798-35-3482）

自動車事故による
重度後遺障害者
介護料

- 〔対象者〕 自動車事故により、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害により常時又は随時の介護を必要とするなど一定の要件に該当する人で、当機構から受給資格の認定を受けた人。
- 〔給付〕 在宅介護に要する費用（訪問看護等、介護用品の購入、短期入院）として自己負担した金額について、受給資格ごとに決められた上限額を限度として支給します。
- （特Ⅰ種）常時の介護が必要な人のうち、「重度後遺障害診断書」で症状が「最重度」とであると認められた人
- | | | |
|----|-------------|--------------|
| 月額 | 下限額 85,310円 | 上限額 211,530円 |
|----|-------------|--------------|
- （Ⅰ種）常時の介護が必要な人
- | | | |
|----|-------------|--------------|
| 月額 | 下限額 72,990円 | 上限額 166,950円 |
|----|-------------|--------------|
- （Ⅱ種）随時の介護が必要な人
- | | | |
|----|-------------|-------------|
| 月額 | 下限額 36,500円 | 上限額 83,480円 |
|----|-------------|-------------|
- 〔窓口〕 独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 被害者援護担当
(Tel 078-271-7601)

労働者災害
補償保険
(労災保険)

- ①障害（補償）給付
労働者が業務上の事由又は通勤により負傷したり、疾病にかかって障害が残った場合に支給。
- 〔給付〕 障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日～131日分の年金又は503日～56日分の一時金
- ②介護（補償）給付（令和4年4月1日から）
労働者が業務上の事由又は通勤災害により負傷したり疾病にかかり、障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の第1級又は第2級（厚生労働省令で定める程度のもの）であって、常時又は随時介護を要する人に対して支給。
- 〔給付〕 介護費用を支出している場合
…常時介護は限度額月額 171,650円
…随時介護は限度額月額 85,780円
- 親族などの介護で介護費用を支出していない場合
…常時介護は限度額月額 75,290円
…随時介護は限度額月額 37,600円
- 〔窓口〕 西宮労働基準監督署 (Tel 0798-24-8603)

通所施設利用交通費
補助金

- 障害者で日中活動系サービス事業所（就労継続支援事業A型を除く）に公共交通機関、交通用具を利用して通っている人に、その交通経費の一部を補助します。
- 〔対象者〕 3カ月以上同一の通所施設に通っている人かつ事業所の月の開所日数の2分の1以上通所した人など
- 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3780)

児童福祉施設
利用者負担等
補助金

- 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設を除く）を利用している児童などの保護者が負担した利用料の一部を補助します。
- 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3780)

更生訓練費

- 障害者で自立訓練（生活訓練・機能訓練）または就労移行支援のサービスの支給決定を受けている人のうち、利用者負担が0円の方に支給します。
※利用している施設を通じて申請・請求していただきます。
- 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3780)

6. 障害福祉サービス

障害者総合支援法による障害福祉サービス

障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会活動を営むことができるよう支援します。介護給付費等支給申請（および計画相談支援給付費支給申請）を行い、「障害福祉サービス受給者証」の交付を受け、指定事業者と利用契約を締結して、ホームヘルプや短期入所等を利用することができます。

〔対象者〕 原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人または、難病患者等。なお、原則として介護保険対象者は除きます。

〔手続方法〕 ① 市に次の書類を添えて申請します。

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、難病患者については診断書、介護給付費等支給申請書（および計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書）、市民税額調査の同意書又は市民税額の証明書

② 市の調査員が訪問調査します。

③ 審査会の判定により障害支援区分（非該当、区分1～6）が認定されます。

④ 「障害福祉サービス受給者証」を交付します。受給者証には、障害支援区分、支給決定期間、利用できるサービスの種類と支給量、（モニタリング期間）、利用者負担上限月額等を記載してあります。

⑤ 「障害福祉サービス受給者証」をもって、各指定事業者を選択して利用契約をすることにより、サービスを利用することになります。

〔費用負担〕 定率負担として利用サービス費用の1割と食費等の実費負担があります。（ただし、計画相談支援給付費については自己負担はありません。）

定率負担部分は、所得に応じて負担上限月額が決定され、その月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。利用者の市民税額等により、利用者負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕 生活支援課（Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096）

障害福祉サービスの内容

申請は、次のサービスの種類を申請書に明示して行います。

サービスの種類		内 容	備 考
給 計 支 画 付 援 費 相 談	サービス等利用計画案等の作成または、モニタリング報告書等の作成	障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成します。	
介 護 給 付 費	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	身体介護・家事援助 通院等介助 通院等乗降介助
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障害者であって行動障害を有するもので、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。	
	行動援護	知的・精神障害により行動するときに常時介護を要する人に、危険回避のため必要な支援、外出支援を行います。	
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	

サービスの種類		内 容	備 考
介護給付費	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気等の場合に、短期間の宿泊を伴う施設入所で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
	重度障害者等 包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を複数のサービスを包括的に行います。	他の障害福祉サービスとの併給不可
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	障害者支援施設での夜間ケア等
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。	
	就労継続支援	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上に必要な訓練を供与します。	A型 … 雇用型 B型 … 非雇用型
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、利用者のニーズに応じて、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
	宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）に該当する者のうち、地域移行に向けて生活能力等の維持・向上のための訓練その他の必要な支援を行います。	

児童福祉法による障害児通所支援

障害のある児童が身近な地域で適切な支援を受けられます。また、年齢や障害特性に応じた専門的な支援をします。障害児通所給付費等支給申請（および障害児相談支援給付費支給申請）を行い、「通所受給者証」の交付を受け、指定支援事業者と利用契約を締結して、児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用することができます。

- 〔対象者〕 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている児童、難病患者等および児童発達支援の必要性が認められる児童。
- 〔手続方法〕 ① 市に次の書類を添えて申請します。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は西宮市生活支援課が認める支援の必要性に関する意見書、障害児通所給付費支給申請書（および計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書）、市民税額調査の同意書又は市民税額の証明書
- ② 市の調査員が訪問調査します。
- ③ 「通所受給者証」を交付します。受給者証には、支給決定期間、利用できるサービスの種類と支給量、（モニタリング期間）、利用者負担上限月額等を記載してあります。
- ④ 「通所受給者証」をもって、各指定事業者を選択して利用契約をすることにより、サービスを利用することになります。
- 〔費用負担〕 定率負担として利用サービス費用の1割と食費等の実費負担があります。（ただし、障害児相談支援給付費については自己負担はありません。）
定率負担部分は、所得に応じて負担上限月額が決定されます。なお、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、満3歳になって初めての4月1日から就学までの間、定率負担部分が無償化されます。
- 〔窓 口〕 生活支援課（Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096）

障害児通所支援の内容

申請は、次のサービスの種類を申請書に明示して行います。

サービスの種類		内 容	備 考
支援書給付相 給付相 費	障害児支援利用計画案等の作成または、モニタリング報告書等の作成	障害者等又は障害児の保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画を作成します。	
障害児通所給 付費	児童発達支援	就学前障害児につき、児童発達支援センター等の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与します。	就学前児童対象
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある就学前児童につき、医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援および治療を行います。	就学前児童対象
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。	
	放課後等デイサービス	就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与します。	
	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与します。	

障害福祉サービスと障害児通所支援の利用者負担[負担上限月額]

利用者が18歳以上	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	利用者本人及び配偶者が共に市町村民税非課税である場合
	一般1	9,300円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円未満の場合
	一般2	37,200円	利用者本人または配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が16万円以上の場合

利用者が18歳未満	所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
	生活保護	0円	生活保護受給世帯
	低所得	0円	市町村民税非課税世帯に属する者である場合
	一般1	4,600円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円未満の場合
	一般2	37,200円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計額が28万円以上の場合

高額障害福祉サービス等給付費 高額障害児（通所・入所）給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等の利用者が複数いる場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額が支給されます。（償還払いの方法によります。）

〔対象者〕 次のいずれかに該当する人

- ① 同じ世帯の中での障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の利用者負担額（介護保険のサービス及び補装具の利用者負担も含む）の合計（月額）が、基準額の37,200円を超えている
- ② 同じ世帯の障害児が障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の両方を利用しており、利用者負担額の合計（月額）が受給者証の負担上限月額（高い方）を超えている
- ③ 65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた、市民税非課税である等の対象要件を満たし、障害福祉相当介護保険サービスの利用者負担額が発生している

〔手続方法〕 該当する人あてに申請書をお送りしていますので、振込先等を記入し、領収書を添付して障害福祉課まで郵送してください。ただし、障害児入所支援をご利用の場合は、障害福祉課では該当・非該当が把握できませんので、下記窓口までお問合せください。

〔窓 口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3780）

7. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活又は社会活動を営むことができるよう、市が地域の特性を活かして、障害福祉サービスと併せて事業実施します。

地域生活支援事業の内容

サービスの種類	内 容
相談支援事業	サービス利用、権利擁護、自立支援等に関する相談窓口があります。
意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者等を無料で派遣し、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援します。
日常生活用具の給付等事業 (利用者負担有)	日常生活がより円滑に行われるように障害種別などにより、各種用具を給付します。
移動支援事業 (利用者負担有)	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行うための移動支援を行います。
日中一時支援事業 (日中ショートステイ) (利用者負担有)	介護者が日中、障害者等の介護をできなくなったとき、障害者支援施設等において一時的に支援を行います。
社会参加促進事業	総合福祉センターで実施しているスポーツ教室などや、自動車改造助成等により社会参加の促進を支援します。
訪問入浴サービス事業 (利用者負担有)	自宅に入浴車を派遣して、入浴サービスを行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援など施設で職能訓練を利用している経費を助成します。
生活支援事業 (利用者負担有)	芦原デイサービスセンター等での創作的活動等でのサービスを提供します。
地域活動支援センター事業	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業を実施します。
福祉ホーム事業	居住の場の提供、日常生活または社会生活の支援を行います。

意思疎通支援事業

手話通訳者等
要約筆記者等
派遣

公的機関・医療機関などでの社会生活上、必要な用務が円滑に行われるよう手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。

〔対象者〕 聴覚又は音声・言語機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた人
※事前登録が必要です。

〔窓 口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3291)

〔利用申込〕 西宮市身体障害者連合会
(西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内
Tel 0798-23-1730/Fax 0798-26-6343)

盲ろう者向け
通訳・介助員
派遣

視覚と聴覚に重複して障害のある方に、通訳・介助員を派遣します。

〔対象者〕 身体障害者手帳に「視覚障害」「聴覚障害」両方の記載がある人

〔窓 口〕 ひょうご盲ろう者支援センター (Tel 078-579-7601)
(神戸市兵庫区水木通2丁目1-9 中山記念会館301)

失語症者向け
意思疎通支援者
派遣

意思疎通を図ることが困難な失語症の方に、意思疎通支援者を派遣します。

〔対象者〕 身体障害者手帳の交付を受けた失語症者等
※事前登録が必要です。

〔窓 口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3291)

訪問入浴サービス

家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴できるサービスです。ただし、介護保険対象者は利用できません。

〔費用負担〕 利用者負担は原則1割の定率負担となります。但し、世帯の課税状況等により、利用者負担上限月額が設定されます。

〔対象者〕 以下の条件全てにあてはまる人

- ① 身体障害者手帳を持つ人または難病患者等で、15歳以上65歳未満の人（介護保険対象者は除く）
- ② 自宅の浴槽を使用して入浴することが困難な人
- ③ 通所及び送迎が困難な人

〔手続方法〕 事前登録が必要 身体障害者手帳、医師診断書

〔窓 口〕 生活支援課 (Tel 0798-35-3157)

8. 補装具・日常生活用具など

補装具費 (購入・修理) の支給

身体上の障害を補うため必要な補装具の購入又は修理に要する費用について、補装具費を支給します。ただし、介護保険対象者は、介護保険でサービス提供されるものは対象外です。事前に申請し、支給決定を受ける必要があります。
※ 補装具の支給にあたっては、耐用年数及び基準額などの制限があります。

〔対象者〕 身体障害者手帳を持っている人または難病患者等
〔必要書類〕 補装具費支給申請書、補装具費支給意見書、業者の見積書、身体障害者手帳など
品目により、兵庫県身体障害者更生相談所の判定や担当者の聞き取り調査が必要な場合があります。また、申請書類は購入等を希望する補装具によって異なりますので、事前にご相談ください。

〔窓口〕 生活支援課 (Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096)

〔種目〕

障害名	補装具名
視覚	視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 (色めがねを除く)
聴覚	補聴器 人工内耳 (音声信号処理装置の修理のみ)
肢体	義手 義足 下肢装具 体幹装具 上肢装具 車椅子 電動車椅子 歩行者 歩行補助つえ 座位保持装置
重度の両上下肢の機能障害 及び言語機能喪失者	重度障害者用意思伝達装置

※ 個々の身体症状等を勘案し、日常生活や社会生活上の必要性について判断の上、支給の要否を決定します。

補装具費の 利用者負担

利用者負担は、補装具費の原則1割の定率負担となります。世帯の収入状況等により、月額の上限負担額は下表のとおりです。ただし、障害福祉サービスの利用者負担と合算した上限額の管理を行い、負担上限月額を超えた場合、超えた分を償還払い致します。

所得区分	負担上限月額	所得区分の認定方法
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得	0円	市町村民税非課税世帯
一般	37,200円	市町村民税課税世帯であって、最多納税者の市町村民税所得割額が、46万円未満の場合
対象外	全額負担	市町村民税課税世帯であって、最多納税者の市町村民税所得割額が、46万円以上の場合

※ 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は、「障害のある方及び同一世帯に属する配偶者」です。

日常生活用具の 給付

日常生活がより円滑に行われるように障害種別などにより、各種用具を給付します。なお、介護保険対象者は、日常生活用具のうち介護保険と重複する品目は対象外となります。事前に申請し、給付決定を受ける必要があります。利用者負担は日常生活用具費の原則1割の定率負担 (点字図書は一般図書購入価格を負担) となります。補装具と同じ負担上限月額 (上記参照、点字図書を除く) があり、この負担上限月額は、補装具の利用者負担と合算した負担上限月額とします。
※ 日常生活用具の支給にあたっては、耐用年数及び基準額などの制限があります。

〔対象者〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人、または難病患者等
〔必要書類〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、難病患者等についての医師意見書、見積書、所得調査等に関する同意書又は市民税額を証明するもの、希望する用具の仕様等が分かるもの (カタログのコピー等) など
申請書類は購入等を希望する種目によって異なりますので、事前にご相談ください。

〔窓口〕 生活支援課 (Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096)

〔種類と対象〕

種目	対象の障害	年齢	給付条件	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	18歳以上	1・2級	
	訓練用ベッド (障害児のみ)	学齢児以上 18歳未満		
	特殊マット	3歳以上 18歳未満	1・2級	
	褥瘡予防マット	18歳以上	常時介護が必要な人(1級)	
	特殊尿器(自動吸引式)	学齢児以上	褥瘡の予防が必要な人(1級) ※特殊マットとの併給は不可	
	入浴等担架	3歳以上	常時介護が必要な人(1級)	
	体位変換器	学齢児以上	入浴に介助が必要な人(1級) ※耐用年数のほか、移動用リフトの 給付から5年経過していること	
	移動用リフト	3歳以上	下着交換等に介助が必要な人 (1・2級)	
	訓練いす (障害児のみ)	3歳以上 18歳未満	身体障害者(1級)を移動させる際 に容易に使用できるもの ※天井走行型その他住宅改造を伴う ものを除く	
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は 体幹機能障害	3歳以上	入浴に介助を必要とする人
	便器	下肢又は 体幹機能 もしくは 上肢機能障害	学齢児以上	下肢機能障害2級以上又は体幹機能 障害2級以上 温水洗浄機能を有するものは、上肢 機能障害2級以上 ※取替えにあたり住宅改修を伴うも のは除く ※特殊便器との併給は不可
	棒状つえ		—	移動においてつえを必要とする人
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢 もしくは 体幹機能障害	3歳以上	家庭内の移動、移乗において介助を 必要とする人 ※手すり、スロープ等であること。 但し、設置にあたり住宅改修を伴う ものを除く。
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢 もしくは 体幹機能障害	3歳以上	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能 障害により、頻繁に転倒する人
		知的障害		てんかんの発作等により、頻繁に転 倒する人(A)
	特殊便器	上肢・下肢機能 障害重複	学齢児以上	下肢機能障害2級以上又は体幹機能 障害2級以上かつ上肢機能障害2級 以上 ※便器との併給は不可
	火災警報器	身体障害 知的障害 精神障害	—	火災の感知及び避難が著しく困難な 障害者のみの世帯、これに準ずる世 帯(身体1・2級、療育A、精神 1・2級)
	自動消火器			
	電磁調理器	視覚障害	18歳以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ず る世帯(1・2級)
	歩行時間延長信号機用 小型送信機		学齢児以上	1・2級
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯、これに準ず る世帯で日常生活上必要と認められ る世帯(2級)	

	種目	対象の障害	年齢	給付条件
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害	3歳以上	人工透析を必要とする自己連続携行式腹膜灌流患者（1・3級）
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害等	—	呼吸器3級以上又は同程度の身体障害者であって必要と認められる人
	電気式たん吸引器			
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）			
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う人
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害	学齢児以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯（1・2級）
視覚障害者用体重計	18歳以上			
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害等	学齢児以上	音声もしくは言語機能障害かつ肢体不自由者（上肢）であって、筆談その他の手段による意思伝達が困難な人
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害	学齢児以上	障害があるゆえにコンピューターの周辺機器やソフトウェアが必要となる人（1・2級）
	地デジ対応ラジオ	視覚障害	学齢児以上	視覚障害者のみの世帯、これに準ずる世帯（1・2級）
	点字ディスプレイ	視覚・聴覚障害重複	18歳以上	視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の重複障害者が必要と認められる人
	点字器	視覚障害	学齢児以上	点字を使用する人
	点字タイプライター			点字を使用する人（1・2級）
	視覚障害者用ポータブルレコーダー			1・2級
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害	学齢児以上	1・2級
	視覚障害者用音声ICタグレコーダー			視覚障害者であって、本装置により文字等を拡大又は音声化することにより、文書からの情報入手が可能になる人
	視覚障害者用音声・拡大読書器			
	視覚障害者用時計（音声時計を含む）		18歳以上	1・2級
	聴覚障害者用通信装置	聴覚又は音声・言語機能障害	学齢児以上	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する人で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	—	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人
	人工内耳体外外部装置（スピーチプロセッサ）			現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）であって、医療機関より医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された場合。ただし、本人の故意・過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。
	人工内耳用電池			現に人工内耳を装着している聴覚障害者（児）
	人工喉頭	音声・言語機能障害	—	喉頭摘出者であって、本装置により発声が可能になる人
点字図書（点字毎日・点字ジャーナルを含む）	視覚障害	—	主に点字によって情報を入手している視覚障害者	

種目	対象の障害	年齢	給付条件	
排泄管理支援用具	ストーマ装具（消化器系）	直腸機能障害	—	ストーマ造設者
	ストーマ装具（尿路系）	ぼうこう機能障害	—	ストーマ造設者
	紙おむつ等	直腸又はぼうこう機能障害	3歳以上	治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない人で、紙おむつ等が必要とする人
		身体障害（二分脊椎等）		先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排便機能障害又は高度の排尿機能障害のある人で、紙おむつ等が必要とする人
		身体障害（先天性鎖肛等）		先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある人で、紙おむつ等が必要とする人
身体障害・知的障害重複	脳性麻痺等により下肢機能障害や体幹機能障害を有する身体障害者であって、所定の要件を満たす人（身体障害1・2級かつ療育A）			
収尿器	身体障害	—	高度の排尿機能障害者	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）	学齢児以上	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの（3級以上） 但し、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上

〔難病患者等〕

種目	給付条件	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者
	訓練用ベッド	下肢または体幹機能に障害のある者
	特殊マット	寝たきりの状態にある者
	褥瘡予防マット	
	特殊尿器（自動吸引式）	自力で排尿できない者
	体位変換器	寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	下肢または体幹機能に障害のある者
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助が必要な者
	便器	常時介護を要する者
	特殊便器	常時介護を要する者であって、上肢機能に障害のある者
	移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯
在宅療養等支援用具	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者
	電気式たん吸引器	
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	人工呼吸器が必要な者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢または体幹機能に障害のある者

9. 住宅の改造

住宅改造費助成

障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、既存住宅の改造に要する経費を100万円を限度として助成します。（原則として、公営住宅や新築・中古を問わず住宅購入時は除きます。なお、重度身体障害者については、日常生活用具給付等事業の住宅改修と合わせて100万円を限度とします。）

ただし、所得制限及び一部負担金があり、所得により助成率も異なります。また、原則として介護保険対象者は除きます。

〔対象世帯〕

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人がいる世帯
- ② 生計中心者が給与収入のみの人で前年分給与収入金額が8,000,000円以下の世帯又は生計中心者が給与収入のみ以外の人で、前年分の所得金額が6,000,000円以下の世帯

〔対象工事〕 障害内容に対応した居宅内の浴室・洗面所、便所、玄関、廊下・階段、居室、台所の住宅改造工事で、住まいの住宅改造相談員等が必要と認めた工事（新築又は既存住宅の購入時及び維持補修工事を除く、また手帳内容や心身の状況により助成対象とならない工事がありますので、事前にご相談ください。）

〔補助回数〕 世帯で原則として1回

〔窓口〕 生活支援課

(Tel 0798-35-3157・3130・3923・3096)

在宅重度障害者 生活環境改善 資金貸付 (県身体障害者 福祉協会・県手をつなぐ育成会)

在宅の重度障害者（児）の日常生活並びに介護を容易にするための住宅の改善等に要する資金を貸し付けます。

〔内容〕 貸付額100万円以内、償還期間は据置期間6カ月経過後6年以内、無利息
※1名以上の確実な別生計の連帯保証人と事業計画書、見積書、住民票謄本、借入申込者及び保証人の収入額を確認できる書類等の添付が必要

〔対象者〕 身体障害者手帳1、2級、又は療育手帳「A」を持っている人及びその家族（県内在住6か月以上）

〔窓口〕 身体障害者相談員・知的障害者相談員

10. 在宅生活支援

※福祉タクシーとガソリン費用助成はどちらか選択制です。

福祉タクシーの派遣

電車・バス等の通常交通機関の利用が困難な在宅の重度障害の人に普通タクシー又はリフト付タクシーを派遣し、その利用料を助成します。

〔対象者〕	視覚障害		1・2級	第1種	
	肢体不自由	上肢不自由			1級
		下肢不自由	体幹不自由		1・2級
		運動機能障害	上肢不自由		1級
	移動機能障害		1・2級		
内部障害	心臓 腎臓 呼吸器		1級		
	ぼうこう 直腸 小腸 肝臓				
知的障害			A		
精神障害			1級		

※在宅の人のみが対象となります。

※原則として介助者が添乗することができる人。

※高齢者バス運賃助成との併用はできません。

〔必要書類〕 障害者手帳（原本）、代理申請の場合は代理人の身元確認書類

〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3757）

※定額制 65歳以上で要介護3・4・5の人 → 高齢介護課
 予約制 65歳以上で要介護4または5の人 → （Tel 0798-35-3077）

(1) 定額制

タクシー料金（障害者割引が適用される場合は割引後の料金）のうち、定額料金を市が助成します。

- 〈助成内容〉
- ・1枚500円の利用券を年度につき最大72枚交付
 - ・1回の乗車につき最大3枚まで使用可能（おつりは出ません）
 - ・助成額を超えた料金については利用者負担

〈利用目的〉 制限なし

(2) 予約制

タクシー料金（障害者割引が適用される場合は割引後の料金）のうち、9割を市が助成します。

- 〈助成内容〉
- ・南部 … 上限2,000円、北部 … 上限4,000円 の利用券を年度につき最大48枚交付
 - ・1回の乗車につき1枚の使用
 - ・助成上限額を超えた料金については利用者負担

〈利用目的〉 医療機関・公共の建物・銀行等への移動に限る

〈予約受付〉 利用日の14日前から前日までの間

〈利用区域〉 西宮市内往復利用可 ※市外から市外の利用は不可

普通 タクシー	西宮市外に行く場合往路のみ利用可 ただし、（南部）尼崎市、芦屋市、宝塚市との往復利用可 （北部）神戸市北区、宝塚市、三田市との往復利用可
リフト付 タクシー	西宮市内から、大阪市、神戸市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町への往路及び往復利用は可

〈利用時間〉 普通タクシー … 365日、7:00~24:00
 リフト付タクシー … 365日、時間帯は各会社に要確認

在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成

在宅の重度身体障害者が、日常生活を行うための自動車の運行に伴うガソリン費用の一部を助成します。

〔対象者〕	肢体不自由	下肢不自由 体幹不自由	1・2級	第1種
	内部障害	心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう 直腸 小腸 肝臓	1級	

※自動車の所有者及び運転者に制限があります。

〔助成額〕

- ・普通自動車 軽自動車 … 月額1,000円
- ・自動二輪車 原動機付自転車 … 月額 500円

※4月と10月に半年分が支給されます。

〔必要書類〕 身体障害者手帳（原本）、運転免許証（原本）、車検証等（原本）

〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3757）

11. 自動車

身体障害者 自動車 運転免許取得費 助成

身体障害者の就労と行動範囲の拡大等により生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。

〔内容〕 助成額 免許取得に直接要した経費の3分の2以内
限度額 100,000円

〔対象者〕 以下の要件全てにあてはまる人

- ① 西宮市に1年以上居住している人
- ② 身体障害者手帳を持って自ら自動車を運転する人（本人）
- ③ 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所で技能を習得した運転免許新規取得者
- ④ 運転免許取得に要した経費を自己負担した人
- ⑤ 過去において、この制度による助成を受けていない人

※ 運転免許取得後1か月以内に手続きを行う必要があります。

〔必要書類〕 身体障害者手帳、運転免許証、
自動車教習所が発行した領収書（障害者本人氏名のもの）

〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3194）

自動車改造費 の助成

身体障害者の社会参加を容易にするため、自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費を助成します。

〔内容〕 助成額 操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用
限度額 100,000円

〔対象者〕 以下の要件全てにあてはまる人

- ① 社会参加をするため、自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造が必要な人
- ② 上肢、下肢又は体幹機能障害を理由とする身体障害者手帳を持っている人
- ③ 障害者本人と扶養義務者等について所得制限に該当しない人

※ 改造を行う前に事前の申請が必要です。

〔必要書類〕 身体障害者手帳、運転免許証、車検証（障害者本人名義）、見積書、改造の箇所を明示した書類（取扱説明書等）、所得証明（課税証明書等）、領収書（障害者本人氏名のもの）

〔窓口〕 障害福祉課（Tel 0798-35-3194）

駐 車 禁 止 除 外
指 定 車 標 章
交 付 申 請

道路標識や道路標示により駐車を禁止している場所（道路の右側、駐車場の出入口、消火栓付近など道路交通法上あらかじめ駐車が禁止されている場所を除きます）に駐車することができる「駐車禁止除外指定車標章」を、申請することができます。

〔申請することができる人〕 次のいずれかに該当する人

- ① 視覚・下肢・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・免疫の機能障害の各々の1～4級、上肢機能障害の1級及び2級（ただし、2級にあつては両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠く障害に限る）、聴覚障害の2級及び3級、平衡機能障害の3級、体幹・ぼうこう・直腸・肝臓の機能障害の各々の1～3級の身体障害者手帳を持っている人
- ② 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢機能障害の1級及び2級（ただし、一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）、移動機能障害の1～4級の身体障害者手帳を持っている人
- ③ 「A」判定の療育手帳を持っている人
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人（有効期限内のものに限る）
- ⑤ 色素性乾皮症患者の診断を受けた人

〔申請に必要な書類等〕

- ① 申請書（各警察署窓口にて準備しております。）
 - ② 身体障害者手帳等又は、身体障害者手帳等の写し（写しは、氏名、障害名と等級、住所等が判明する部分）
 - ③ 今までに交付を受けたことがある方は今お持ちの標章
 - ④ 代理の方が申請する場合は委任状と代理人の身分証明書
- ※ 交付までおおむね14日かかります。（土日、祝は日数に数えませんが。）

〔 窓 口 〕 西宮警察署 （TEL 0798-33-0110）

甲子園警察署 （TEL 0798-41-0110）

※ 県内の各警察署又は警察本部（交通規制課）でも申請できます。

また、パソコンでのオンライン申請ができます。（一部対象外あり）

詳しくは兵庫県警察ホームページをご確認ください。

兵 庫 ゆ ず り あ い
駐 車 場 制 度

障害のある人などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の兵庫ゆずりあい駐車場利用証を交付する制度です。

※ 「駐車禁止除外指定車標章」（公安委員会発行）は利用証として使用できます。

〔対象となる駐車施設〕

公共施設やショッピングセンター、病院など「兵庫ゆずりあい駐車場」の案内標示がある駐車区画。対象施設は、兵庫県のホームページで閲覧可能です。
(<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>)

〔必要書類〕 申請書、障害者手帳など歩行が困難なことが確認できる書類、代理人の身分証明書（代理申請の場合）

〔対象者〕 次ページの表の交付要件に該当し、歩行が困難な人

交付対象者		基準		確認書類	
① 身体障害者	視覚障害	1・2・3・4級		身体障害者手帳 各障害等級の 障害程度	
	聴覚障害	2・3級			
	平衡機能障害	3・5級			
	肢体不自由	上肢	1・2級		
		下肢	1・2・3・4・5・6級		
		体幹	1・2・3・5級		
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1・2級		
		移動機能	1・2・3・4・5・6級		
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害	1・3・4級		身体障害者手帳		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害	1・2・3・4級				
②知的障害者	障害程度がA			療育手帳	
③精神障害者	障害等級が1級			精神障害者保健福祉手帳	
④難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定医療費（指定難病）受給者 ・ 特定疾患医療受給者 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 	
⑤高齢者等	要介護1以上			介護保険被保険者証	
⑥妊産婦	母子健康手帳取得時から出産後1年未満			母子健康手帳	
⑦傷病人	けが・病気により一時的に移動の配慮が必要な人			医師の診断書・意見書等（「歩行が困難である」ことの記載必要）、身分証明書（運転免許証、保険証等）	
⑧その他歩行が困難な人	知事が特別に認める人		※県ユニバーサル推進課にお問い合わせ下さい		

〔交付申請窓口〕（交付対象者ごとに窓口が設けられております。）

- ①②③ 障害福祉課 (Tel 0798-35-3194・3757・3174)
- ④ 保健所 保健予防課 (Tel 0798-26-3669)
- ⑤ 高齢介護課 (Tel 0798-35-3077)
- ⑥ 地域保健課 中央保健福祉センター (Tel 0798-35-3310)
- 鳴尾保健福祉センター (Tel 0798-42-6630)
- 北口保健福祉センター (Tel 0798-64-5097)
- 塩瀬保健福祉センター (Tel 0797-61-1766)
- 山口保健福祉センター (Tel 078-904-3160)
- 市役所 本庁舎1階10番窓口

⑦⑧もしくは郵送での手続きを希望される場合

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課 (Tel 078-362-4379/Fax 078-362-9040)

※下記の交付窓口でも利用証の交付を行っています。

窓口名	所在地	電話番号
兵庫県 ユニバーサル推進課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-4379
兵庫県 芦屋健康福祉事務所 監査・福祉課	芦屋市公光町1-23	0797-32-0707
兵庫県 宝塚総合庁舎 (宝塚健康福祉事務所 福祉課)	宝塚市東洋町2-5	0797-61-5176

※ その他の兵庫県健康福祉事務所についてはお問い合わせ下さい。

12. 緊急時の支援など

見守り ホットライン事業

ひとり暮らし等の身体障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、市が委託する業者による駆けつけ対応等によって、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。また、24時間対応の健康相談や電話による月に1回の安否確認も行います。

- 〔対象者〕
- ・65歳未満の身体障害者手帳所持者又は高齢者で、ひとり暮らしの人（昼間又は夜間ひとり暮らしを含む）
 - ・障害者及び高齢者のみの世帯の人

〔窓口〕 地域共生推進課（TEL 0798-35-3286）

障害者地域安心 ネットワーク

障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、平常時や緊急時における生活不安の解消を目指し、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を本人の申請により登録し、地域の民生委員と市の福祉・消防部局等が情報共有する制度です。

- 〔対象者〕 65歳未満で身体障害者手帳又は療育手帳を所有している人

〔窓口〕 障害福祉課（TEL 0798-35-3194）

車いすバンク

身体の不自由な人や高齢者、病弱者などが、在宅において車いすが必要なときに2か月を限度として貸出します。費用は無料で、予約が必要です。

なお、貸出要件に制限がありますので、下記の窓口にお問い合わせください。

- 〔窓口〕
- ・高齢介護課（TEL 0798-35-3199）
 - ・各支所
 - ・西宮市高齢者あんしん窓口

110番アプリ

聴覚・言語が不自由な方が、事件や事故に遭遇した場合に携帯電話やスマートフォン等のインターネット機能を利用して、110番通報を行うことができます。利用方法については、兵庫県警察のホームページをご確認ください。

〔窓口〕 兵庫県警察本部 通信指令課（TEL 078-341-7441）

ファックス110番

聴覚・言語が不自由な方が、事件や事故に遭遇した場合にFaxにより110番通報を行うことができます。

※ファックス番号（078）382-0110（通信料金が掛かります。）

〔窓口〕 兵庫県警察本部 通信指令課（TEL 078-341-7441）

緊急通報専用 F A X

聴覚障害・音声・言語機能障害の認定を受けている人が、火災の通報を行う場合や救急車を呼ぶ必要がある場合、事故や事件に遭遇した場合に、緊急通報専用のFaxによる通報を行うことができます。

なお、利用するには事前に届出を行う必要があります。

〔窓口〕 障害福祉課（Fax 0798-35-5300）

NET 119

聴覚障害・音声・言語機能障害の認定を受けている人が、火災の通報を行う場合や救急車を呼ぶ必要がある場合に、携帯電話やスマートフォン等のインターネット機能を利用し、消防局へ通報することができます。

なお、利用するには事前に届出を行う必要があります。申請用紙をご記入いただく他、使用する携帯電話やスマートフォンにも操作が必要な場合があります。詳しくは障害福祉課までお問合せください。

〔窓口〕 障害福祉課（Fax 0798-35-5300）

13. 公共料金の割引など

交通運賃の割引

身体障害者（児）・知的障害者（児）が利用する各種交通の運賃が割引になります。

(1) 旅客鉄道株式会社 の運賃

〔内容〕

利用できる人		種類	割引率
第 一 種 身 知 体 的 障 害 者	①単独で利用する場合 〔片道100kmをこえて利用する 場合に限る〕	普通乗車券	5割引
	②介護者と共に利用する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券	障害者、介護者とも5割引 〔障害者が小児定期乗車券 の該当者の場合は、介護 者に対してのみ5割引〕
第 二 種 身 知 体 的 障 害 者	①単独で利用する場合 〔片道100kmをこえて利用する 場合に限る〕	普通乗車券	5割引
	②介護者と共に利用する場合 〔12歳未満の障害児が、 定期乗車券によって利用する 場合に限る〕	定期乗車券	介護者に対して5割引

〔対象者〕 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

〔利用方法〕 切符販売窓口到手帳を提示

※ JR以外の公営及び民営の鉄道についてもほぼJRに準じて割引を行っています。利用の際に、各鉄道会社の窓口へお問い合わせください。

※ 第1種、第2種の取り扱いは、異なりますのでご注意ください。

(2) バス運賃 (兵庫県下のバス)

〔内容〕

利用する人	割引率
第1種 身体障害者 知的障害者	障害者、介護者とも5割引
第2種 身体障害者 知的障害者	障害者のみ5割引

〔対象者〕 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

〔利用方法〕 バス運賃支払いのとき手帳を提示

※ さくらやまなみバスについては、令和3年4月1日より精神障害者保健福祉手帳を持っている人も対象となりました。降車時に精神障害者保健福祉手帳を提示し、現金で運賃を支払う場合、半額の運賃割引が適応されます。

(3) タクシー運賃

〔内容〕 第1種・第2種の身体障害者・知的障害者ともに1割引

〔対象者〕 身体障害者手帳・療育手帳を持っている人

〔利用方法〕 タクシー運賃支払いのとき手帳を提示

〔問合せ先〕 社団法人 兵庫県タクシー協会 (Tel 078-862-9292)

(4) 国内航空運賃

国内における航空運賃の一定割合が免除される場合があります。

〔内容〕

身体障害者 知的障害者 精神障害者	割引対象となる障害者手帳の種類、割引適用範囲、割引率等については、各航空会社または路線によって異なりますので、利用される前に各航空会社にお問い合わせください。満12歳以上が対象です。
-------------------------	---

(5) 汽船運賃

船会社によって割引が異なりますので、利用される前に船会社へお問い合わせください。

有料道路
通行料金の割引

身体障害者が自ら運転する場合、及び重度の身体障害者又は知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、全国の有料道路の一般料金が5割引となります。**自動車の登録有無にかかわらず、事前に申請手続きをしてください。**また、2年に1度更新の手続きも必要です。

〔対象者〕

第1種	身体障害者 知的障害者	本人または介護者が運転する場合
第2種	身体障害者	本人が運転する場合のみ

自動車を登録する場合
(ETC利用)

障害のある人1人につき、自動車・ETCカード・ETC車載器の情報をETC割引登録係へ事前登録することで、ETC無線通行時に割引が適用される制度です。**事前登録できる自動車は、1人1台のみです。**

※オンライン申請可

〔対象自動車の種類と範囲〕

障害者の方、又は同居の親族等（第1種の方は、日常的に介護をしている人）が所有しており、下記のいずれかの要件を満たすもの。

- ・乗用自動車（普通・小型・軽自動車で、定員10人以下）
- ・貨物自動車（定員4人以上10人以下、乗車設備と荷台に仕切りがない等）
- ・特種用途自動車（乗車定員10人以下で、車いす移動車等）

※レンタカー、軽トラック、法人名義の自動車及び営業用の自動車は不可。

〔必要書類〕

- ①障害者手帳（原本）
- ②車検証（原本）（※1）
電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」も必要
- ③ETCカード（障害者本人名義 ※2）
- ④車載器管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ証明書等）
- ⑤（第2種の方のみ）運転免許証（原本）
※1 割賦購入または長期リースによる自動車を使用の場合、割賦契約書やリース契約書等が必要となる場合があります。
※2 障害者が18歳未満のときに限り、保護者名義のETCカード可。

自動車を登録しない場合

料金所で、障害者割引手続き済であることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示することで、割引を受けることができます。また、上記のETC利用者も手帳提示することで、事前登録していない車でも割引を受けることができます（別途手続き不要）。

実際に割引を利用する場合は、事前に高速道路会社のHP等で利用方法等を確認してください。

〔対象自動車の種類と範囲〕

- ・上記の事前登録が可能な自動車
- ・レンタカー、知人等の借用自動車や車検時の代車
- ・（第1種の方のみ）タクシーや福祉有償運送車両

〔必要書類〕

- ①障害者手帳（原本）
- ②（第2種の方のみ）運転免許証（原本）

〔窓 口〕 障害福祉課（TEL 0798-35-3194・3757）

〔オンライン申請に関するお問い合わせ先〕

有料道路ETC割引登録係（TEL 045-477-1233）

〔制度・割引利用方法に関するお問い合わせ先〕

西日本高速道路（株）NEXCO西日本お客さまセンター

（TEL 0120-924-863・06-6876-9031）

阪神高速道路（株）阪神高速お客さまセンター（TEL 06-6576-1484）

**自転車等駐車場
使用料減免**

市営自転車等駐車場を定期契約で利用される人に減免の適用があります。
自転車・原動機付自転車ともに減免率は5割です。

- 〔対象者〕 身体障害者手帳又は療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人
〔必要書類〕 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
〔窓口〕 各自転車等駐車場管理人室
〔問合せ先〕 自転車対策課 (Tel 0798-35-3898)

**自転車等放置禁止
除外指定車証
の 交 付**

やむを得ない理由で一時的に放置禁止区域内に自転車を駐車する人に、「自転車等放置禁止除外指定車証」を交付しますので自転車後部の見やすい位置に貼り付けて下さい。(原動機付自転車は対象となりません。また、長時間の駐車や著しく交通の妨げとなる場合には、撤去の対象となります。)

- 〔対象者〕 自転車を自ら使用し、身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人で、市長が特に必要があると認めた人
〔必要書類〕 身体障害者手帳又は療育手帳
〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3194)
〔問合せ先〕 自転車対策課 (Tel 0798-35-3898)

**水道料金・下水道
使用料の減免**

水道料金及び下水道使用料の一部が減免されます。メーター口径によって減免額が異なりますので、詳しくは上下水道局へお問い合わせください。

- 〔対象世帯〕 身体障害者手帳1・2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級、身体障害者手帳3級と療育手帳「B1」の両方を持っている人が西宮市内の住民票住所において在宅する世帯
〔必要書類〕 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
〔窓口〕 減免制度について …上下水道局 電話受付センター
(Tel 0798-32-2201、0797-61-1703、078-904-2481)
申請手続きについて…障害福祉課 (Tel 0798-35-3194)

**NHK放送受信料
の 免 除**

NHK放送受信料が全額免除または半額免除されます。
〔対象者〕

全 額 免 除	半 額 免 除
世帯構成員のどなたかが、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳（または判定書）、精神障害者保健福祉手帳）のいずれかをお持ちで、世帯構成員全員の市町村民税（特別区民税含む）が非課税の場合	I 視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	II 身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	III 療育手帳「A」をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	IV 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

- 〔必要書類〕 半額免除・全額免除とも
① 障害者手帳（原本）
② 印鑑
※ 全額免除の場合、他市から転入され、当該年1月1日現在西宮市に住民票がない場合は、前市においての最新年度の市民税・県民税課税証明書が必要となります。

- 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3194)
NHK神戸放送局
(〒650-8515 神戸市中央区中山手通2丁目24-7
Tel 078-252-5050/Fax 078-252-5051)

14. 税の軽減など

種 類	内 容	金 額	
所得税 住民税	障害者控除	<p>【障害者】 控除を受ける年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人 ・精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人 ・65歳以上の人で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など 	<p>所得控除</p> <p>所得税 27万円 住民税 26万円</p>
	（あなたや、同一生計配偶者、扶養親族が、障害者や特別障害者である場合）	【特別障害者】 障害者のうち、次の特に重度の障害のある人	<p>所得控除（本人） 所得税 40万円 住民税 30万円</p> <p>同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている場合 所得税 75万円 住民税 53万円</p> <p>同一生計配偶者や扶養親族で同居していない場合 所得税 40万円 住民税 30万円</p>
		各種障害者手帳の交付者、障害年金受給者等が預貯金等又は国債等から利子を受取る場合	元本350万円までの利子が非課税 （所定の手続きが必要）
住民税	前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者等	非課税	
相続税	<p>障害者（※）が相続又は遺贈により財産を取得した場合（法定相続人に限る）</p> <p>※身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人等</p>	<p>税額控除 満85歳になるまでの年数1年（年数の計算にあたり、1年未満の期間があるときは切り上げて1年として計算します。）につき10万円で計算した額です。（特別障害者の場合は1年につき20万円）となります。</p>	
贈与税	<p>特定障害者（※）の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち、特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円まで贈与税がかかりません。</p> <p>この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。</p> <p>※特定障害者とは、特別障害者及び一定の障害者をいいます。</p>	<p>【障害者】 一定の障害がある人については、信託受益権の価格のうち3,000万円まで非課税</p> <p>【特別障害者】 信託受益権の価格のうち6,000万円まで非課税</p>	

※上の表は令和4年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。
なお、税改正が行われる場合がありますので、詳しくは下記窓口へお尋ねください。

〔 窓 口 〕

住民税	市民税課（TEL 0798-35-3214）
所得税・相続税・贈与税	西宮税務署（TEL 0798-34-3930）※音声案内に従い、「1」を選択ください。

種類	障害の区分	障害の程度	本人所有		家族所有		
			本人運転	家族運転 (常時介護者運転)	本人運転	家族運転	
自動車税(種別割)、 自動車税(環境性能割)、 軽自動車税(環境性能割)	視覚障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
		4級の1(※1)	全額	全額	1/2	1/2	
		4級の2、4級の3(※1)	1/2	1/2	1/2	1/2	
	聴覚障害	2～3級	全額	全額	1/2	1/2	
		4級	1/2	1/2	1/2	1/2	
	平衡機能障害	3級	全額	全額	1/2	1/2	
		5級	1/2	1/2	1/2	1/2	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出)	全額	1/2	1/2	1/2	
	上肢不自由	1級	全額	全額	1/2	1/2	
		2級の1、2級の2(※2)	全額	全額	1/2	1/2	
		2級の3、2級の4(※2)	1/2	1/2	1/2	1/2	
		3級	1/2	1/2	1/2	1/2	
		4～6級	1/2	×	×	×	
	下肢不自由	1～2級	全額	全額	1/2	1/2	
		3級の1(※3)	全額	全額	1/2	1/2	
		3級の2、3級の3(※3)	全額	1/2	1/2	1/2	
		4～6級	全額	1/2	1/2	1/2	
	体幹不自由	1～3級	全額	全額	1/2	1/2	
		5級	全額	1/2	1/2	1/2	
	乳幼児期以前の 非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級	全額	全額	1/2	1/2
			2級(両上肢)	全額	全額	1/2	1/2
			2級(1上肢のみ)	1/2	1/2	1/2	1/2
			3級	1/2	1/2	1/2	1/2
		移動機能	4～6級	1/2	×	×	×
			1～2級	全額	全額	1/2	1/2
			3級(両下肢)	全額	全額	1/2	1/2
			3級(1下肢のみ)	全額	1/2	1/2	1/2
心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸または小腸の 機能障害	1級・3級	全額	全額	1/2	1/2		
	4級	1/2	1/2	1/2	1/2		
肝臓機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2		
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1～3級	全額	全額	1/2	1/2		
療育手帳の交付を 受けている方	重度(A)	—	全額	—	全額		
	中度(B1)	—	1/2	—	1/2		
精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けている方	1級	—	全額	—	全額		
※ 障害のある方(以下「障害者」)の移動手段としてまっばら継続的に使用される次に掲げる自動車の対象となります。 なお、減免できる自動車は障害者1人に対して1台(軽自動車を含む)までで、運転者が重複しない場合に限りです。 1 障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車 2 障害者のみの世帯の方が取得又は所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車							

● 網掛け部分は障害者が18歳未満の場合に限り、全額減免となります。

● 表中の※1～3の場合や、表にあてはまらない等級が身体障害者手帳等に記載されている場合(2つ以上の障害が重複する場合等)は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者程度等級表」等により判断する必要がありますので、減免の対象となるかどうかについて県税事務所までご確認ください。

- ※ 1: (例) 視覚障害4級で、「視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの」の場合…「4級の1」
 (例) 視覚障害4級で、「周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの」の場合…「4級の2」
 (例) 視覚障害4級で、「両眼開放視認点数が70点以下のもの」の場合…「4級の3」
- ※ 2: (例) 上肢不自由2級で、「両上肢の機能の著しい障害」がある場合…「2級の1」
 (例) 上肢不自由2級で、「両上肢のすべての指を欠く」場合…「2級の2」
 (例) 上肢不自由2級で、「1上肢を上腕の2分の1以上で欠く」場合…「2級の3」
 (例) 上肢不自由2級で、「1上肢の機能を全廃した」場合…「2級の4」
- ※ 3: (例) 下肢不自由3級で、「両下肢をショパール関節以上で欠く」場合…「3級の1」
 (例) 下肢不自由3級で、「1下肢を大腿の2分の1以上で欠く」場合…「3級の2」
 (例) 下肢不自由3級で、「1下肢の機能を全廃した」場合…「3級の3」

種類	内容	適用
軽自動車税 (種別割)	○ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人(以下、身体障害者等とする)又は身体障害者等と生計を一にする人が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等本人又は当該身体障害者等と生計を一にする人が運転し、当該身体障害者等のために使用するもの	全額減免 一台に限る
	○ 身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に限る)が所有し、その人を常時介護する人が運転する軽自動車等	

《減免申請時期》

自動車税(環境性能割)
軽自動車税(環境性能割) : 自動車を登録される時

- 自動車税(種別割)
- ① 新しく自動車(軽自動車を除く)を購入(取得)される場合
…自動車を登録される時
 - ② 既に所有している自動車(軽自動車を除く)を申請する場合
…4月1日から自動車税(種別割)の納期限まで
 - ③ 自動車税(種別割)の減免申請期限後に申請する場合
…自動車税(種別割)の申請期限の翌日から、当該年度の2月末日まで随時

- ※ 申請する年度に自動車税(種別割)の納税義務者である場合に限り、減免申請することができます。
- ※ 減免を受けようとする自動車の総排気量が2Lを超える場合は、限度額を超える額をご負担いただくことになります。
- ※ 障害の程度等に応じて1/2減免となる場合があります。1/2減免の対象となる方の減免額は、限度額も1/2となります。
- ※ 前頁の表の「全額」、「1/2」は減免割合を示しています。減免割合が「全額」であっても、税額が減免限度額を超える場合は、差額分を負担いただきます。
- ※ ③の場合は、申請された翌月以後の月数に応じ、年税額の月割相当額(限度額の月割相当額まで)が減免されます。
- ※ 申請時に障害者が入院や福祉施設等に入所している場合は減免することはできません。

- 軽自動車税(種別割) : 毎年4月2日から納期限まで
(※4月2日が土・日・祝日の場合は翌開庁日から納期限まで)
- ・ 新規の方は、窓口(市役所税務管理課)へ必要書類などについてお問合せの上お越しください。
 - ・ 継続更新の方には、毎年3月上旬に申請書を送りますので、記入の上返送するか窓口までご持参ください。
 - ※ ただし、年度途中で車等の変更があった場合(標識番号の変更、普通車から軽自動車への乗り換え、手帳を返還された場合など)は、あらかじめ新規としての申請が必要ですので、窓口(市役所税務管理課)へお問合せの上お越しください。

〔窓口〕

自動車税(環境性能割)	新しく自動車(軽自動車を除く)を購入(取得)される場合 …兵庫県神戸県税事務所自動車税審査・納税証明課 (Tel 078-441-0305)
軽自動車税(環境性能割)	新しく軽自動車を購入(取得)される場合 …兵庫県神戸県税事務所軽自動車税審査課(Tel 078-822-6050)
自動車税(種別割)	既に所有(申請する年度に納税義務者であること)している自動車(軽自動車を除く)がある場合 …兵庫県西宮県税事務所 自動車税課(Tel 0798-39-6113)
軽自動車税(種別割)	税務管理課(Tel 0798-35-3209)

15. 貸 付

生活福祉資金 の 貸 付

- 〔対象者〕 障害者が属する世帯
(就労などにより償還可能な収入が見込まれる世帯)
- 〔内容〕 福祉資金、教育支援資金、総合支援資金
※ 貸付限度額は資金の種類によって異なります。
- 貸付には具体的な利用目的が必要で、資金種類ごとに条件等が定められています。詳しくは、西宮市社会福祉協議会
(TEL 0798-37-0010) までお問合せ下さい。
- 〔利子など〕 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%
※ 緊急小口資金、教育支援資金は無利子。
据置期間及び償還期間は資金の種類によって異なります。
- 〔連帯保証人〕 1人(原則として県内在住の65歳未満の人)
- 〔窓口〕 地区の担当民生委員・児童委員 又は
西宮市社会福祉協議会 (TEL 0798-37-0010)
※ 兵庫県社会福祉協議会運営委員会の審査があるため、貸付決定
まで申込後3ヶ月程度要することがあります。

16. その他日常生活・社会活動の充実

ヘルプマーク・
ヘルプカードの
交付

西宮市ではヘルプマークとヘルプカードを交付しています。
ヘルプマークは、外見ではわかりにくくても援助や配慮が必要であることを示すマークです。タグ状のヘルプマークをカバン等の見えやすいところにつけておくことで、周囲に理解を求めることができます。
ヘルプカードは、連絡先や必要な支援をあらかじめ書いておき、緊急時等に周囲の人に見せることで支援を受けやすくするカードです。

〔問合せ先〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3194)

にこやか収集

ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢者や身体に障害がある人などを対象に、玄関先まで出向いてごみの収集を行うサービスです。
※粗大ごみ・片づけごみは対象外です。

〔対象者〕 1 高齢者

概ね65歳以上のひとり暮らしの人、身体の状態が介護保険認定における要介護2程度の人、介護保険のホームヘルプサービスを利用している人、ご近所、親類等による協力が得られない人

2 障害のある人

ひとり暮らしの人、身体障害者（難病患者を含む）、知的障害者、精神障害者に対する支援制度でホームヘルプサービスを利用している人、ご近所、親類等による協力が得られない人

※ 上記要件を満たさない方につきましても、ご相談ください。

上記要件を満たさない方とは：

高齢者夫婦世帯や高齢者と障害者の複合世帯などの非単身世帯

〔申請方法〕 電話又はFaxでの申し込みの後、担当職員が自宅を訪問面談し可否決定します。

〔収集方法〕 定められた日に、玄関先で行います。※住戸内には立ち入りません。

〔窓口〕 環境事業部 美化第1課 (Tel 0798-33-4758)
美化第2課 (Tel 0798-41-6265)

郵便等投票証明書
の 交 付

一定の障害のある人は、選挙が行われるとき自宅など居住する場所で投票用紙に記載する「郵便等による不在者投票制度」を利用できます。この場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

〔対象者〕 次のいずれかに該当する人

- ① 両下肢・体幹・移動機能の障害の程度が1級又は2級（戦傷病者については両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで）
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が1級又は3級（戦傷病者については特別項症から第3項症まで）
- ③ 免疫・肝臓の障害の程度が1級から3級まで
- ④ 介護保険法の要介護状態区分が要介護5

〔手続方法〕 所定の交付申請書・身体障害者手帳（戦傷病者手帳）又は介護保険被保険者証が必要

〔代理記載制度〕 上記対象者のうち、身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が、1級（戦傷病者手帳は特別項症から第2項症）と記載されている人で、自ら投票の記載をすることができない人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者（選挙権のある人）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

〔問合せ先〕 西宮市選挙管理委員会 (Tel 0798-35-3732)

点字市政ニュース等 発行	点字を読む視覚障害のある人に、市政ニュース及び議会だよりを点訳編集し、送付しています。※ただし、声の市政ニュース利用者は除きます。 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3174)
声の市政ニュース等 発行	点字を読めない視覚障害のある人に、市政ニュース及び議会だよりをカセットテープ又はCD-ROM (デジター版) に、宮っ子をカセットテープに録音し、送付しています。※ただし、点字市政ニュース利用者は除きます。 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3174)
点字図書・録音 図書の製作と貸出	視覚障害のある人に、点字図書及び録音図書の製作・貸出を行っています。 〔窓口〕 西宮市総合福祉センター 視覚障害者図書館 (Tel 0798-34-5554/Fax 0798-34-4124) 又は兵庫県点字図書館 (Tel 078-221-4400) (〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1)
点訳絵本・CDの 郵送貸出サービス	視覚障害のある人へ、ご希望の点訳絵本やCDを郵送により貸し出しします。希望者には図書館司書が読書相談をします。点訳絵本以外の本の貸し出しについては「図書・CDの宅配サービス」をご覧ください。 〔対象者〕 西宮市に在住で、視覚障害の障害者手帳を持っている人 〔利用内容〕 原則、週1回の郵送で、点訳絵本は15冊、CDは2点まで 貸出期間は1ヶ月 〔送料〕 無料 〔窓口〕 中央図書館 (Tel 0798-33-0189)
図書・CDの 宅配サービス	高齢や障害により図書館への来館が困難な人へ、宅配による貸出サービスを行います。希望者には図書館司書が読書相談をします。 〔対象者〕 障害者手帳を持っている人、又は満65歳以上で要介護2以上の人 ※ いずれも西宮市在住で図書館への来館が困難な人 〔利用内容〕 原則、月1回の宅配で、本は15冊、CDは2点まで 貸出期間は1ヶ月 〔送料〕 貸出時は無料 返却時は本人負担 〔窓口〕 中央図書館 (Tel 0798-33-0189)
対面朗読サービス	視覚障害のある人に、図書の対面朗読を行っています。 〔窓口〕 ・中央図書館 (Tel 0798-33-0189) ・北口図書館 (Tel 0798-69-3151) ・鳴尾図書館 (Tel 0798-45-5003) ・西宮市総合福祉センター 視覚障害者図書館 (Tel 0798-34-5554/Fax 0798-34-4124)
車いす利用者 支援サービス	車いす利用者が図書館内でサポートを必要とした時に、専用端末で職員を呼び出すことができます。 〔窓口〕 北口図書館 (Tel 0798-69-3151)
百 雀 会 (障害者読書交流会)	障害者の方を対象にした読書交流会です。毎回1冊の本をとりあげ、その一部を朗読し、それについての会話を楽しみます。開催日時、会場など詳細はお問い合わせください。 〔窓口〕 中央図書館 (Tel 0798-33-0189)
点字タックシールの 貼 付	市役所から視覚障害のある人に送付する文書の封筒に発信課名と電話番号の「点字タックシール」を貼付します(事前登録必要)。 〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3174)

中途失明者
点字・歩行訓練

中途失明者を対象に点字・点字タイプライター・歩行訓練の講習を行っています。

〔窓口〕 西宮市身体障害者連合会 (Tel 0798-23-1730)

手話通訳者設置
(障害福祉課)

障害福祉課の窓口に手話通訳者を配置し、意思疎通の支援を行い聴覚言語障害のある人に市役所内での情報保障を行っています。

聴覚障害者相談
及
び
字幕付ビデオ
ライブラリー

「きこえ」に関するさまざまな相談(補聴機器・聞こえ・生活・こころなど)に言語聴覚士、臨床心理士、ろうあ者相談員などの専門スタッフが個別に応じます。(無料、予約制)
手話や字幕入り自主制作映像や、テレビ番組等に字幕を付けたビデオテープ・DVDを貸し出します(無料、利用条件あり)。ホームページで聴覚障害に関連する情報配信・動画配信を行っています。

〔窓口〕 兵庫県立聴覚障害者情報センター

開館時間…午前9時～午後6時

(休館日:日曜日・月曜日・祝日・年末年始)

(〒657-0832 神戸市灘区岸地通1丁目1-1 灘区民ホール 2階)

Tel 078-805-4175/Fax 078-805-4192)

中途失聴者読話等
訓

中途失聴者及び難聴者に対し、唇を読み取ることにより相手の話を理解する読話や難聴者向け手話の基礎の講習を行います。

〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3291/Fax 0798-35-5300)

障害者作品展

障害のある人の社会参加を進めるため、障害のある人たちの作品を募集し展示します。

〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3147)

身体障害者
スポーツ大会

運動競技を通じ、体力の維持、増強、残存能力の向上を図り、明るい日常生活に寄与することを目的として開催されます。県スポーツ協会主催、市身体障害者連合会主催各年1回、開催しています。

〔窓口〕 生活支援課 (Tel 0798-35-3096)

西宮の福祉に
あなたの善意を
(福祉基金への
ご寄附)

西宮市では、誰もが住みやすい福祉のまちづくり向上に役立てるため、2つの福祉基金を設置しております。あなたの善意をお寄せください。

○「青い鳥」福祉基金

障害のある人や子ども、高齢者など幅広い世代の福祉を充実させるための基金です。市民の皆さまの寄附金を「青い鳥」福祉基金として積み立て、心身障害者扶養共済制度(県の制度)に対する市独自の追加支給や、老人ホーム及び児童施設で使う備品の購入等に活用することで、市民福祉の向上を図っております。

○長寿ふれあい基金

高齢者の福祉を充実させるための基金です。市民の皆さまの寄附金を積み立て活用することで、高齢者の社会参加を支援(バスの割引購入証の交付)し、健康の保持、増進を図っております。

〔問い合わせ先〕福祉総務課 (Tel 0798-35-3482)

点 訳 ・ 音 訳
ボ ラ ン テ ィ ア
の 養 成

視覚障害のある人の福祉増進に協力して頂く点訳・音訳ボランティアを養成しています。

〔窓口〕 西宮市総合福祉センター 視覚障害者図書館
(Tel 0798-34-5554/Fax 0798-34-4124)

手 話 ボ ラ ン テ ィ ア
の 養 成

手話啓発講座を開催し、ボランティアを養成しています。

〔窓口〕 西宮市社会福祉協議会 地域福祉課
(Tel 0798-31-3006/Fax 0798-23-3910)

要 約 筆 記
ボ ラ ン テ ィ ア
の 養 成

「聞こえ」の啓発講座を開催し、ボランティアを養成しています。

〔窓口〕 西宮市社会福祉協議会 地域福祉課
(Tel 0798-31-3006/Fax 0798-23-3910)

要 約 筆 記 者 養 成

会議、講演の内容を要約して筆記する要約筆記技術や知識を学ぶ講座を開催し、要約筆記者を養成しています。

〔窓口〕 障害福祉課 (Tel 0798-35-3291/Fax 0798-35-5300)

西 宮 市
総 合 福 祉 セ ン タ ー

各種相談やスポーツ・レクリエーション、文化教養活動、機能回復訓練などを通じて、障害のある人の健康づくり、社会参加の促進、ふれあい交流を進めています。

(本館) 障害者総合相談支援センターにしのみや (Tel 0798-37-1300)、
西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター (Tel 0798-37-0024)、
西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」 (Tel 0798-22-2725)、
機能回復訓練室 (リハビリセンター Tel 0798-34-1015)、
視覚障害者図書館 (Tel 0798-34-5554)、温水プール、体育室、会議
室などがあります。

(別館) 生活介護事業所「青葉園」 (Tel 0798-35-0013)、集会室、料理実習
室などがあります。

〔窓口〕 西宮市総合福祉センター
(〒662-0913 西宮市染殿町8-17
Tel 0798-33-5501/Fax 0798-35-1132)

西 宮 市
社 会 福 祉 協 議 会

社会福祉法の理念に基づき、地域福祉推進の中核的民間団体として地域住民、社会福祉の事業者及び活動者並びに行政との協働により福祉のまちづくりを進めています。

(〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内
Tel 0798-34-3363/Fax 0798-35-5500)

(1) ボ ラ ン テ ィ ア
セ ン タ ー

だれもが安心して暮らせるように、ボランティアの手助けがほしい人と、ボランティア活動をしたい人の窓口・活動の拠点として相談・援助・連絡調整などを行っています。

(〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター本館2階
ボランティアセンター Tel 0798-23-1142/Fax 0798-23-3910)

(2) 日 常 生 活 自 立
支 援 事 業
(福 祉 サ ー ビ ス
利 用 援 助 事 業)

認知症高齢者、知的障害・精神障害のある人など、判断能力に不安のある方を対象に、その方たちが地域で安心して生活できるよう契約に基づき適切な福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理の支援などを行います。なお、契約までの相談・訪問などは無料ですが、契約後の生活支援員による援助利用は有料です。

(〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内
Tel 0798-37-0023/Fax 0798-37-0025)

西 宮 市 高 齢 者 ・
障 害 者 権 利 擁 護
支 援 セ ン タ ー

知的障害・精神障害のある人や、認知症高齢者など、判断能力が低下し、日常生活において適切な判断が困難な方に対して、成年後見制度利用などの権利擁護支援や法律職（弁護士・司法書士）と福祉職との協働による無料の専門相談会を実施しています。（専門相談会は、毎週水曜日午後開催。自宅や病院等への訪問相談も可能。事前予約制。）

〔問合せ先〕 西宮市高齢者・障害者権利擁護支援センター
(西宮市染殿町8-17西宮市総合福祉センター内
Tel 0798-37-0024/Fax 0798-37-0067)

17. 職業指導

職業相談窓口

(1) 西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」

障害者が安心して働くことができるよう、就労に関する相談や情報提供のほか、就職の準備・ジョブコーチ支援・職場定着等の支援を行っています。

〔対象者〕 市内に居住する障害者で就労を希望する人

(〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター2階

TEL 0798-22-2725/Fax 0798-22-2724)

(2) 西宮公共職業安定所（ハローワーク西宮）

障害者の職業紹介については、専門援助部門を設置して、仕事の相談・あっせんなどを行っています。専門援助部門職員による就労支援のご相談は平日8時30分から17時15分となっています。なお、手話通訳者（原則毎月4回火曜日 午前9時～午前10時30分）を配置しています。

※専門援助部門の連絡先

TEL 0798-22-8600（内線42#） /Fax 0798-22-8624

〔開庁時間〕 平日（※祝日等除く） 月・水・金 8時30分～17時15分

火・木 8時30分～18時

土（第2,4） 10時～17時

※ 平日（火・木）の夜間（17時15分～18時）及び土曜日（第2,4）は職業相談・職業紹介・求人情報の提供のみ行っています。

※ 閉庁日は、土曜日（第1、3、5）・日曜日・休祝日・年末年始。

〔所在地〕 〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎

(TEL 0798-22-8600（内線42#）/Fax 0798-22-8624)

(3) 兵庫障害者職業センター

ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携して、職業相談・職業評価、就職準備のための作業・講習・対人技能訓練やストレス対処などのプログラム（職業準備支援）、就職・職場定着のための支援（ジョブコーチ支援）、さらにはうつ病等で休職中の方に対して事業所・関係機関連携のもと作業・対人技能訓練やストレス対処などのプログラムを提供する職場復帰支援（リワーク支援）など、個々の状況に応じたサービスを行っています。

(〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2

TEL 078-881-6776/Fax 078-881-6596)

（ホームページ

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hyogo/index.html>）

(4) 総合リハビリテーションセンター職業能力開発施設

職業能力の評価、開発訓練を通して、働くことへの助言等を行っています。障害者手帳の有無等は問わず、どなたでも利用していただけます。また、しごと体験やひょうごジョブコーチ派遣による職場定着支援等、さまざまな県就労支援事業にて、障がいをお持ちの方の就労支援を行っています。

(〒651-2134 神戸市西区曙町1070 TEL 078-927-2727)

（ホームページ <http://www.hwc.or.jp/noukai/>）

障害者職業訓練校

職業訓練を通じて身体等に障害のある求職者等に対して職業自立ができるよう、その能力に応じた職業訓練を行っています。

(1) 兵庫県立障害者高等技術専門学院

〔授業料は無料（テキスト代等は自己負担）〕

① ビジネス事務科

身体等障害者が、簿記会計やIT関連、ビジネスマナー等の知識や技術、資格を身につけ、一般就労を目指します。訓練期間は1年間で定員は10名です。

〔対象者〕 身体等^{*}に障害を有する人で職業的自立の可能な人

^{*}精神・発達・知的に障害を有する人も応募は可能ですのでお問い合わせください。

② 総合実務科

知的障害者が、社会適応能力および企業での職場適応能力を向上させるために、基礎的な技術技能を習得し、職業的自立を図ります。訓練期間は1年間で定員は15名です。

〔対象者〕 知的に障害を有する人で、訓練の受講や集団生活に支障がなく、自宅等から通校できる人

③ Jobサポート科（仮称）【令和6年10月から新設予定】

精神障害者が、社会適応能力や画像処理、ホームページ作成他、多様な技術を身につけ、職業的自立を図ります。訓練期間は6ヶ月で定員は5名です。

〔対象者〕 精神障害を有する人で訓練受講や集団生活に適応力がある方

④ キャリアチャレンジ科（仮称）【令和6年10月から新設予定】

発達障害者が、社会適応能力や3次元CAD他、多様な技術を身につけ、職業的自立を図ります。訓練期間は6ヶ月で定員は7名です。

〔対象者〕 発達障害を有する人で訓練受講や集団生活に適応力がある方

【申込期間】 ・ビジネス事務科 …9月上旬以降

・総合実務科

…9月上旬以降（8月以降体験入校を実施）

・Jobサポート科（仮称）

…令和6年6月上旬以降を予定

（令和6年度は後期（10月入校）のみ開設）

・キャリアチャレンジ科（仮称）

…令和6年6月上旬以降を予定

（令和6年度は後期（10月入校）のみ開設）

【窓口】 西宮公共職業安定所（Tel0798-22-8600）

【所在地】 〒651-2134 神戸市西区曙町1070

（Tel078-927-3230/Fax078-928-5512）

（ホームページ <http://www.sgi.ac.jp/>）

(2) 国立県営兵庫障害者職業能力開発校（いずれの科も授業料無料）

① OA事務科、オフィスワークCAD科（仮称）

身体障害者が、専門的な知識や技術を身につけ就労するための訓練を行います。訓練期間は1年で、OA事務科（定員20名）、オフィスワークCAD科（仮称）（定員15名）の各科があります。

〔対象者〕 身体障害を有する人で、訓練受講に必要な能力と意欲があり、職業的自立の可能な人
※身体障害以外の障害のある人はお問い合わせください。

② 総合実務科

知的障害者が、社会適応能力や基礎的な技術を身につけ、職業的自立を図るための訓練を行います。訓練期間は1年で定員は15名です。

〔対象者〕 知的障害を有する人で、訓練受講や集団生活への適応力があり、自宅から通校できる人

③ ビジネス実務科

精神障害者が、社会適応能力や多様な知識、技術を身につけ、就労するための訓練を行います。訓練期間は6ヶ月で定員は5名です。

〔対象者〕 精神障害を有する人で、訓練受講や集団生活への適応力があり、自宅から通校できる人

④ キャリア実務科

発達障害者が、自己の特性理解を深め、多様な知識や技術を身につけ、就労するための訓練を行います。訓練期間は1年で定員は15名です。

〔対象者〕 発達障害を有する人で、訓練受講や集団生活への適応力があり、職業的自立の可能な人

資料編

1. 特別支援学校等

(1) 身体障害者（児）関連

種 類	名 称	〒	所 在 地	TEL
特別支援学校 (肢体不自由)	市立西宮支援学校 (小・中・高)	663-8161	西宮市甲子園春風町2-29	0798 23-3014
特別支援学校 (視覚)	県立視覚特別支援学校 (幼・小・中・高)	655-0884	神戸市垂水区城が山4-2-1	078 751-3291
特別支援学校 (聴覚)	県立神戸聴覚特別支援学校 (幼・小・中・高・専)	655-0013	神戸市垂水区福田1-3-1	TEL 078 709-9301 Fax 078 709-0371
	県立こばと聴覚 特別支援学校(幼)	663-8001	西宮市田近野町8-8	TEL 0798 53-5061 Fax 0798 53-5062
特別支援学校 (病弱)	県立上野ヶ原特別支援学校	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	079 563-3434
勤労身体障害者体育施設	サン・アビリティーズ にしのみや	662-0912	西宮市松原町2-41	0798 33-3878
視覚障害者情報提供施設	視覚障害者図書館	662-0913	西宮市染殿町8-17 (総合福祉センター内)	0798 34-5554

(2) 知的障害者（児）関連

種 類	名 称	〒	所 在 地	TEL
特別支援学校	県立芦屋特別支援学校 (小・中・高)	659-0034	芦屋市陽光町8-37	0797 25-5311
	県立むこがわ特別支援学校 (小・中)	663-8001	西宮市田近野町10-45	0798 61-3630
	県立阪神特別支援学校 (小・中・高)	663-8001	西宮市田近野町11-7	0798 52-6868
	県立上野ヶ原特別支援学校 (小・中・高)	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	079 563-3434
	県立高等特別支援学校 (高)	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	079 563-0689
	県立こやの里特別支援学校 (小・中・高)	664-0017	伊丹市瑞ヶ丘2丁目3-2	072 777-6300
	県立阪神昆陽特別支援学校 (高)	664-0027	伊丹市池尻7丁目108番地	072 773-5135

2. 関係機関一覧

窓 口	住 所	電 話	内 容	備 考
西宮市社会福祉協議会	〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内	0798 34-3363		Fax 0798 35-5500
西宮市社会福祉協議会 ボランティアセンター	〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター本館2階	0798 23-1142		Fax 0798 23-3910
兵庫県社会福祉協議会	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内	078 242 4633		Fax 078 242-4153
西宮市身体障害者 連合会	〒662-0913 西宮市染殿町8-17 西宮市総合福祉センター内	0798 23-1730		Fax 0798 26-6343
一般社団法人西宮市 手をつなぐ育成会	〒663-8241 西宮市津門大塚町1-47	0798 33-7713	知的障害者本人と 保護者の会	Fax 0798 33-7743
西宮市難聴児親の会	〒662-0952 西宮市中浜町3-32 西宮市立香櫨園小学校内	0798 32-3307 (会長)	聴覚障害児と 保護者の会	Fax 0798 32-3307
西宮市肢体不自由 児者父母の会		050 3552 3888		
西宮家族会	〒663-8184 西宮市鳴尾町2丁目5-20-101	0798 40-1024	家族の中に 精神障害者を 持つ家族の会	Fax 0798 40-1024
西宮市社会福祉事業団	〒663-8114 西宮市上甲子園5丁目7-21	0798 34-2611		Fax 0798 34-3520
兵庫県西宮 こども家庭センター	〒662-0862 西宮市青木町3-23	0798 71-4670	虐待に関する 相談→	0798 74-9119
兵庫県西宮県税事務所	〒662-8503 西宮市榎塚町2-28 兵庫県西宮庁舎内	0798 39-6113	自動車税課	Fax 0798 23-7795
西宮税務署	〒662-8585 西宮市江上町3-35	0798 34-3930		
西宮公共職業安定所 (ハローワーク西宮)	〒662-0911 西宮市池田町13-3 JR西宮駅南庁舎	0798 22-8600 (内線42#)	専門援助部門	Fax 0798 22-8624
西宮年金事務所	〒663-8567 西宮市津門大塚町8-26	0798 33-2944	年金相談は“ねん きんダイヤル”→	0570 05-1165
西宮労働基準監督署	〒662-0942 西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎3F	0798 24-8603	労災保険など	Fax 0798 26-3799
阪神友愛食品株式会社	〒663-8142 西宮市鳴尾浜3丁目10-1	0798 41-8301	知的障害者対象の 職業訓練	Fax 0798 41-8303
西宮市視覚障害者 福祉協会		090 5677 2828		会長宅
西宮市肢体障害者協会		080 3831 0757	肢体および 内部障害	
西宮市聴力言語 障害者協会			ろう・難聴・ 中途失聴・ 言語機能障害	Fax 0798 40-7191 (会長宅)
西宮市難病団体 連絡協議会	〒663-8215 西宮市今津水波町1-7ドミトリー 高木1階 兵庫県腎友会阪神ブロッ ク内	090 6373 3184		Fax 0798 36-9732